

READ ME

2015

Ver 1.0

静岡大学大学院

総合科学技術研究科・情報学専攻

目 次

I	総合科学技術大学院について	
II	学年暦（情報学専攻）	3
III	情報学専攻の設立趣旨、教育・研究指導方針、各プログラムの教育目標	4
IV	履修の手引き	7
V	授業時間割	25
VI	シラバス	25
VII	学生生活の手引き	26
VIII	心身の健康管理	33
IX	東海大地震に備えて	37
X	地震以外の気象警報発令時等における授業の休止措置について	37
XI	静岡大学大学院規則	38
XII	静岡大学学位規程	69
XIII	総合科学技術研究科研究科規則	83
XIV	静岡大学大学院学生の学部授業受講に関する申し合わせ	89

I. 総合科学技術研究科

(1) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

総合科学技術研究科(修士課程)は、情報学専攻、理学専攻、工学専攻及び農学専攻の4つの専攻からなり、各専攻においては、下記に示す資質・能力を身につけている者にそれぞれ、修士(情報学)、修士(理学)、修士(工学)及び修士(農学)の学位を授与します。

◇ 情報学専攻 ◇

情報学専攻にあつては、情報科学と情報社会学を融合させた情報学(文工融合)についての幅広く豊かな識見と、専攻分野についての高度な専門知識及び研究能力を基盤として、次の能力を身につけていることを修士(情報学)の学位授与の条件とします。

- 1 情報科学と情報社会学を連携・融合させた複眼的アプローチによって課題に取り組み、それを解決する能力を身につけている。
- 2 情報学の教育・研究を通じて応用・実践に優れた職業適応力を身につけている。
- 3 論理的な思考能力、理解力、表現力、問題発想能力及び問題解決に向けての総合的な研究力と高度な実践力を身につけている。

◇ 理学専攻 ◇

理学専攻にあつては、真理を探究する理学の精神を身につけ、基礎科学における深い学識とそれに基づいた問題解決能力を有する人材の育成を目指します。さらに社会の多様なニーズに応えるための洞察力、適応力、行動力を養うことを目的として、それぞれの専門分野で高度な教育研究を行う。この目的に沿って設定された授業科目を履修し、必要単位数を取得することによって、下記に示す資質・能力を身につけたものに修士(理学)の学位を授与します。

- 1 理学の各分野における深い学識を有し、専門的な立場から現代社会の諸問題の解決に指導的に取り組むことができる。
- 2 健全な批判精神と高い倫理観を備え、社会人としての自らの行動に責任を負うことができる。
- 3 コミュニケーション能力と国際感覚を持ち、グローバルな観点からリーダーシップを発揮し活躍できる。

◇ 工学専攻 ◇

工学専攻にあつては、豊かな教養と国際性を身につけ、多様化する社会でリーダーシップを発揮し、独創性に富んだ科学技術を創造する人材の育成を教育目標としており、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを修士(工学)の学位授与の方針とします。

- 1 工学の専門分野での高度な知識と技術を有し、さらに、それらの関連分野における幅広い知識を有する。
- 2 工学における課題発見能力と課題探求・解決能力を有し、独創性の高い研究を遂行できる。
- 3 工学において、他者との円滑な意思疎通を正確に行うコミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を有する。
- 4 社会・産業界での複合的な諸問題を解決できる高度な知識や技術を自己学習により習得できる能力を有し、高度専門職従事者として社会に貢献できる基礎能力を身につけている。

◇ 農学専攻 ◇

農学専攻にあつては、東海地域の豊かな環境や資源を背景に、環境・バイオサイエンスを基礎として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を教育目標としており、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけたものに修士(農学)の学位を授与します。

- 1 生物生産、環境保全、生命現象の解明など、各専門分野において必要とされる高度な専門知識と研究技術を習得している。
- 2 農学の社会的使命を自覚し、地域並びに国際社会の持続的発展に貢献する資質を有する。
- 3 専門領域の研究者に自らの研究成果をアピールするためのプレゼンテーション能力及びディスカッション能力を有している。

(2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

総合科学技術研究科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施します。

◇ 共通 ◇

- 1 専攻ごとの専門分野にとらわれない幅広い視野の獲得に向け、研究科共通科目を置くとともに、主専攻の他、副専攻を履修できる副専攻制度を設置します。
- 2 グローバル人材の育成に向け、すべての専攻において英語のみで学位の取得が可能となるよう、英語科目及び英語対応科目を置きます。

◇ 情報学専攻 ◇

- 1 秒進分歩のスピードで革新を続ける情報技術と、それがもたらす社会の高度情報化の双方についての豊かな専門的知識を備えた、望ましい情報社会の構築に貢献しうる問題解決能力をもった高度専門職業人の育成を教育課程の基本的目標とします。
- 2 情報科学と情報社会学とを連携・融合させた複眼的アプローチによって、解決する能力を獲得できる教育を行うため、文工融合を教育の基礎にしたカリキュラムを設置します。
- 3 さらに、系統的な専門教育も実現するため、3分野からなる教育プログラムをおき、授業と研究指導を行います。

◇ 理学専攻 ◇

理学専攻では、技術職や研究職を目指す上で必要な、基礎科学における深い学識と問題解決能力を有する人材を育成することを目的として編成された履修プログラムに沿って教育を行います。このプログラムは、各専門分野の求める高度な専門的知識と研究能力を身につけるために編成された以下の授業から成ります。

- 1 広い視野に立って各専門分野を深く考究する講義科目
- 2 教員の直接の指導の下、修士論文の作成を目指して行う特別研究などの科目

◇ 工学専攻 ◇

- 1 高度で幅広い専門性育成のために、各コースに高い専門性のコア専門科目及び一般専門科目を設置します。さらに、英語で講義する英語科目及び英語対応科目をおくことにより、グローバル社会にリーダーシップを発揮して柔軟に対応できる能力を、自らが育成することを推奨します。
- 2 高度な専門性や豊かな独創性、自ら学ぶ能力、課題発見能力、課題探究・解決能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を育成するために、主指導教員及び副指導教員が修士論文又は特定課題研究を指導します。
- 3 社会・産業界での複合的な諸問題を解決できるように、研究科共通科目として理系基礎特論及びマネジメント関連科目を設置します。これにより、高度専門職従事者として指導的役割を担える能力を、自らが育成することを推奨します。

◇ 農学専攻 ◇

- 1 地域や国際社会の発展に関わる専門分野について多くの基礎知識とともに、実験・演習を重視した教育研究により応用力を修得します。
- 2 職業人・社会人となる際の基本的な素養を修得し、また、関連産業と研究との関係を広く理解することにより、将来の研究におけるバックボーンを形成します。
- 3 自然科学における多様な先端的分野に関する知識や、技術者倫理・社会観を総合的に修得し、専門分野だけでなく周辺領域や融合領域を広く学びます。

Ⅱ 2015年度(平成27年度) 学年暦(情報学専攻)

4月 1日	学年開始
4月 2日 ～ 3日	修士論文構想・中間発表会
4月 4日	入学式
4月 9日	前学期授業開始
6月 1日	創立記念日
7月 29日	前学期授業終了
7月 30日 ～ 8月 5日	前学期試験期間
8月 6日 ～ 9月 15日	夏期休業
9月 初旬	修士論文構想・中間発表会
9月 16日 ～ 30日	集中講義期間
10月 1日	後学期授業開始
11月 6日 ～ 8日	静大祭(浜松)・テクノフェスティン浜松
12月 22日 ～ 25日	集中講義
12月 26日 ～ 1月 3日	冬期休業
1月 4日	授業再開
2月 3日	後学期授業終了
2月 4日 ～ 10日	後学期試験期間
2月 中旬	修士論文審査会(最終試験)
2月 中旬	修士論文提出
3月 21日	学位記授与式(静岡)
3月 24日	学位記授与式(浜松)
3月 31日	学年終了

注： 学年暦は変更されることがあるので、掲示などに注意してください。秋期修士論文構想・中間発表会、修士論文審査会(最終試験)と修士論文提出、春期修士論文構想・中間発表会(3月末または4月初旬)の日程については後日連絡があります。

Ⅲ 情報学専攻の設立趣旨、教育・研究指導方針、各プログラムの教育目標

情報学専攻の設立趣旨

情報学専攻は、現在急速な勢いで展開しつつある高度情報社会において、日本及び国際社会が直面する種々の課題を、情報科学技術と情報社会学を融合した立場から解決するため、情報学の学問的高度化を推進するとともに、高度情報社会が求める専門的な職業人を養成することを目的として設置されました。

リアルタイムで進行しつつある情報科学技術における革新、ならびに現代における社会変容に目を向けるとき、解決しなければならない課題は増大し、それによって高度情報社会の望ましい発展が制約されかねないような状況が生じています。これには二つの主要な側面があります。

第1は、情報技術と人間や社会との不整合です。ユーザー層の拡大にともなう人との親和性の良いインターフェースの必要性、情報弱者の発生危険、情報洪水の中での主体性の喪失、疎外感など、個人のレベルでの問題も深刻化しています。一方、ソフト化に伴う産業構造の変化、電子商取引の実用化に伴う安全性、大規模情報システムやネットワークのセキュリティ、インターネットと既存の法律との関係、マルチメディアの著作権、事務・出版・マスコミ・図書館・教育等の役割や環境の変化、人間のネットワーク構造の変化など、社会のレベルにおいても多くの問題が解決を急がれています。プライバシーや人権の侵害、情報管理社会を招く危険性、世代間・民族間における文化的・社会的摩擦などの問題も懸念されます。これらの問題の研究・解決は急務ですが、情報技術の進展の速度の方がはるかに大きく、完全に後追いの対応策に追われているのが現状です。

第2は、情報そのものの蓄積と利用、さらには新しい情報文化の創造です。従来の情報科学技術での教育研究は情報の容器や道具に関する教育研究であり、中味の情報をどうすべきかに関しては、大規模データベースの構築以外には取り組まれてきませんでした。今後は、インターネットによりあらゆる人が情報を発信できるようになり、膨大な情報が世界中で流通することによって、これまで以上に深刻な情報爆発が起こることが想定されます。そのため、良質な情報をどのようにして蓄積し、万人に利用可能にするか、それによりいかにして望ましい情報社会、情報文化を築いていくかという課題に直面しています。情報の生成・供給・流通・利用に関するより優れた技術と社会体制を研究し、構築し、実際に良質の情報文化を創造していく必要があります。

これら二つの課題は、一つの問題の両面であり、いずれも情報科学技術の側からの教育研究だけでは解決しえません。情報科学からの学問的要請と、情報社会からの現実的要請に対して複眼的視点から応えていかなければならない課題であり、既存の学問領域の枠組みを越えた、情報科学と情報社会学との融合型の大学院レベルの教育研究組織が必要です。

本専攻は、まさに学問的かつ社会的要請による情報学研究の学問的高度化の場を実現するものです。

現代社会を特徴づけるキーワードは、「情報化」と「グローバル化」です。先進諸国における社会の高度情報化はコンピュータとコンピュータネットワークによって推進されています。そしてインターネットに代表されるネットワークは、社会のグローバル化を必然的にともなう一方、海外からの資源調達と海外市場の開拓や生産拠点の海外移転などによる生産・流通・金融システムのグローバル化も情報ネットワークの高度化を要請しています。このような環境下にあつて、本専攻への社会的要請は、次の3要素に分けて考えることができます。

第1に、情報科学技術の高度化

第2に、情報社会研究の高度化

第3に、文工融合の視点の高度化

第1の情報科学技術の高度化は、情報化とグローバル化に対して科学技術的に応えるものです。計算機から発達したコンピュータは、メディア機器として人間情報のあらゆる側面をカバーしつつあります。マルチメディアやバーチャリアリティはコンピュータと人間とのハードルを低くして、コンピュータの応用面を拡大しました。このような情報社会を支えているコンピュータやコンピュータネットワークの科学技術的研究の高度化は、基礎研究からヒューマン・インタフェースなど応用研究に至るあらゆる面で社会から期待され要請されています。

第2の情報社会研究の高度化は、情報化とグローバル化に対して人文・社会科学的に応えるものです。生産・流通・金融システムばかりではなく、政治・行政・教育・文化のあらゆる局面で

コミュニケーションにコンピュータとコンピュータネットワークが利用されています。そして、このような情報化とそれにもなう社会のグローバル化は、近代の産業社会・工業社会において実現されてきた生活様式やモラルに変化をもたらしています。資本主義的生産様式から高度情報社会への移行によって生じるであろうさまざまな問題についての理解力・分析力を備えた情報社会研究の高度化が社会から求められています。

第3の文工融合の視点の高度化は、情報科学技術の研究者も情報社会の研究者もひとしく科学技術と現実社会についての共通の知識と技能と認識を備えることを意味します。情報学専攻では、情報科学と情報社会学とに共通基礎となる総合領域を設けますが、ここでの教育研究は文工融合の視点を身につけることで、明日の高度情報社会において活躍できる研究者・大学教員や高度専門職業人のリテラシーの形成が可能となります。情報社会への移行にともなう既存の社会通念が見直されている今日、現実社会に対する文工融合からの複眼的アプローチこそ社会が緊急に要請しているものです。

情報学専攻の教育の特色

ハードウェアの高性能化、ソフトウェアの大規模化、コンピュータネットワークの進歩による情報資源の分散化、情報システムの知能化、ハイパーメディア技術の進歩による利用環境の多様化など、加速度的に展開する情報技術を身につけると同時に、高度情報化がもたらす現代社会の変容について深い洞察力を備えた人材が必要とされています。

現代社会のこうしたニーズに応えるために、本専攻では情報科学と情報社会学との融合による複眼的な視野をもった人材の育成を教育の基本的目標としています。具体的には、情報科学寄りの学生にあっては、単に新しい情報技術を追求するだけでなく、先端的な情報技術の背景に潜む基本的なコンセプトを理解し、情報技術が社会に与える影響まで見通すことができる人材を育成します。また、情報社会学寄りの学生にあっては、高度情報化、情報のグローバル化がもたらす社会構造の変容の実態を多面的に、かつ、深く理解するだけでなく、それを支える情報科学技術を的確に分析・活用できる人材を育成します。

- ①理工系人材養成に必要な科学技術の応用、専攻を越えた分野横断的領域等専攻領域を広く俯瞰できる能力を身に付けるための科目、機器操作技術及び科学技術分野で必要とされる英語運用能力の向上に関する科目等を専攻共通科目として設けています。また同じく専攻共通科目として、より高度な自立的研究能力を獲得しようとする学生のために、博士課程進学を視野に入れた研究内容、研究手法への導入的科目、高度なインターンシップ等のキャリア形成科目からなる「博士進学支援科目」を置きます。
- ②指導教員制度の導入により、学生の研究テーマに沿って、履修計画の策定から修士論文の完成まで、個別にきめ細やかな指導を行います。特に、「情報学研究Ⅰ・Ⅱ」においては研究テーマに特化した指導、また「情報学演習Ⅰ・Ⅱ」では研究テーマに関連した幅広い知識や技術の習得を目指し、それらを有機的に関連づけることによって、高度な知識・技術を身につけさせます。

本専攻には、学部のプログラム制を踏襲した三つのプログラム及び社会人の再教育を目的とした特別プログラムから構成されるカリキュラムが用意されています。四つのプログラムとそれぞれの教育目標は次のとおりです。

(1) 計算機科学プログラム (CS プログラム) の教育目標

モデル化、抽象化、仮想化など情報科学に関する系統化された高度な知識体系を学び、新しい価値を創造できる人材を育てます。

(2) 情報システムプログラム (IS プログラム) の教育目標

さまざまな社会の組織を多面的に分析し、情報システムの計画、設計、開発、運用、評価、改善ができる人材を育てます。

(3) 情報社会デザインプログラム (ID プログラム) の教育目標

ガバナンスを基本的なコンセプトとしながら、新しい価値を創造するために、現実社会の問題を発見・分析し、解決策を提言できる人材を育てます。

(4) 社会人再教育のための特別プログラム

急速に発展する IT 関連分野の動向について社会人が学び直す場を提供し、情報分野に関連する技術や社会問題について体系的な最先端知識を持つ社会人人材を育てます。

学生の選択により、主専攻のほか、副専攻の履修ができるように、コース専門科目及び専攻共通科目のなかに指定された分野（各専攻・コースに対応した分野及び「防災」「環境リーダー」「生物情報科学」「アジアブリッジプログラム」の専攻横断的分野）の副専攻科目群を置き、8単位以上の履修をそれぞれの分野の副専攻認定の条件とします。

日本語能力が充分でない学生のために、秋季入学生には英語による受験を実施すると共に、英語によって提供される科目（科目名が英語のもの）及び「英語対応科目（英語のテキストを使用し、英語による説明を併用）」を整備し、英語のみによる学位取得が可能です。またこれらの科目についてはあわせて「アジアブリッジプログラム」副専攻科目とします。

・研究指導方針

指導教員制度により、学生の研究テーマに沿って、履修計画の策定から修士論文の完成まで、きめ細かな個別指導を行ないます。特に「情報学研究Ⅰ及びⅡ」においては、研究テーマに特化した指導を、また、「情報学演習Ⅰ及びⅡ」においては、研究テーマに関連した幅広い知識や技術の修得を目指し、それらを有機的に関連付けることにより、高度な知識・技術を身につけることができる点に研究指導上の特色があります。

なお、「社会人再教育のための特別プログラム」では、社会人学生を対象に、夜間・休日開講、インターネットを利用した教育機会の提供により、2年間の在学期間で適切な教育指導が受けられる体制がとられています。

IV 履修の手引き

情報学専攻の教育方法・履修基準等については「情報学専攻規則」（第 XII 節）に定められているとおりです。規則は必ず通読してください。特に留意してほしい事項は次のとおりです。

1 履修基準について

〔1〕修了の要件

本専攻の修士課程を修了するためには、2 年以上在学し、所定の単位を 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要です。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者については、在学期間の短縮措置があります。

なお、本専攻では、修士論文の審査にあたり、事前に、構想発表と中間発表を終えていることが必要ですので注意してください。

各プログラムの修了要件は以下のとおりです。

【計算機科学プログラム】

- ①必修科目 12 単位を修得していること。
- ②研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」「コミュニケーション論」「情報資源総論」「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③計算機科学プログラムの選択科目（計算機科学系科目の各科目及び情報システム系科目の「認知科学論」）から 14 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで計算機科学プログラムの選択科目の単位に算入できる。また指導教員の許可を得て、他大学院、他研究科、他専攻、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）、プログラム外科目群から 10 単位まで計算機科学プログラムの選択科目の単位に算入できる。

【情報システムプログラム】

- ①必修科目 12 単位を修得していること。
- ②研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」「コミュニケーション論」「情報資源総論」「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③情報システムプログラムの選択科目（情報システム系科目の各科目並びに計算機科学系科目の「ソフトウェア工学」、「ネットワークシステム論」、「情報セキュリティ論」及び「知的インターフェース論」）から 14 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで情報システムプログラムの選択科目の単位に算入できる。また指導教員の許可を得て、他大学院、他研究科、他専攻、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）、プログラム外科目群から 10 単位まで情報システムプログラムの選択科目の単位に算入できる。

【情報社会デザインプログラム】

- ①必修科目 12 単位を修得していること。
- ②研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」「コミュニケーション論」「情報資源総論」「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③情報社会デザインプログラムの選択科目（情報社会デザイン系科目の各科目並びに情報システム系科目の「認知科学論」、「企業情報システム論」、「情報組織化論」、「地理情報科学特論」及び「実践マネジメント特論」）から 14 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで情報社会デザインプログラムの選択科目の単位に算入できる。また指導教員の許可を得て、他大学院、他研究科、他専攻、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）、プログラム外科目群から 10 単位まで情報社会デザインプログラムの選択科目の単位に算入できる。

【社会人再教育のための特別プログラム】

- ①必修科目 12 単位を修得していること。
- ②コース選択科目から 18 単位以上を修得していること。この場合において、当該 18 単位には、「情報組織化論」「情報システム設計論」「実践マネジメント特論」「e コマース特論」「グローバルコミュニケーション特論」「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅰ」「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅱ」「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅲ」「情報教育カリキュラム設計論」「情報科教育法特論」のうちから修得した 6 単位を含んでいなければならない。また、研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」「コミュニケーション論」「情報資源総論」「情報社会セキュリティ論」の単位を修得した場合、コース選択科目の単位に算入できる。さらに上記 4 科目以外の研究科共通科目の単位を修得した場合、4 単位までコース選択科目の単位に算入できる。また指導教員の許可を得て、他大学院、他研究科、他専攻から 10 単位までコース選択科目の単位に算入できる。

〔2〕単位認定

本学の他プログラム科目およびプログラム外科目、他の専攻または他の大学院において修得した授業科目の単位は、10 単位まで修了の要件となる単位として認めることができます。他の専攻または他の大学院の授業科目の履修を希望する者は、学務係に申請手続きをしてください。

また、他専攻、他大学の大学院で修得した単位がある場合は、入学後すみやかに学務係に申し出てください。

〔3〕修士論文の審査及び最終試験等

修士論文の審査及び最終試験（論文を中心とした口頭試問）に合格した者には、修士（情報学）の学位が授与されます。修士論文の提出時期・審査方法等については、メール、掲示などで通知します。

2 履修方法・手続きについて

- （1）本年度開講科目及び担当教員については、学務情報システム（<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/>）を参照してください。集中講義については、具体的な日程が確定次第、掲示します。
- （2）履修登録は、学務情報システムを通じて行います。履修登録を行わないと、受講した科目の単位は認定されないことがあります。
- （3）受講希望者の登録がなかった場合、その後当該授業は開講されないことになります。なお、社会人再教育のための特別プログラムの履修者は、履修申告表を提出することにより履修登録を行うこともできます。
- （4）受講の取り止めは、定められた期間内に学務情報システムにより取り止めの手続きを行ってください。認められた期間を過ぎると受講の取り止めはできません。受講を放棄した科目の成績は、「不可」となります。
- （5）研究指導教員は入学時に決定しています。研究指導教員の変更は原則として認めないことになっていますので、2 年生の指導教員は前年度と同様です。「情報学演習Ⅰ・Ⅱ」「情報学研究Ⅰ・Ⅱ」の履修については、各指導教員の指示に従ってください。
- （6）「情報学専攻規則」の「別表Ⅰ」に記載されていない本学の他の専攻の授業科目を履修するには、「他専攻講義履修申請書」を学務係に提出してください。

3 副専攻制度について

総合科学技術研究科では、副専攻制度を導入しました。これは、修了要件単位（30 単位）以外に、副専攻を希望する専攻・コースの対象科目の中から 8 単位以上履修した場合、申請により副専攻修了証が授与されます。なお、専攻内の他コースだけでなく、他専攻・コースを副専攻とすることもできます。

(1) 申請方法

副専攻対象科目は、以下に記載してありますので、副専攻を希望する専攻・コースの条件をよく確認したうえで履修してください。

他専攻の科目を履修申請する場合は、指導教員の許可を得た後、情報学部学務係で他専攻科目履修の手続きをしてください。本専攻内で他コースを副専攻として履修を希望する場合、事前の申請は必要ありません。

(2) 副専攻プログラム

各専攻、コース、分野（共通科目）の副専攻対象科目及び認定の条件は、下記及び表のとおりです。

学生の選択により、主専攻のほか、副専攻の履修ができるように、コース専門科目及び研究科共通科目のなかに指定された分野（各専攻・コースに対応した分野及び「防災」「環境リーダー」「生物情報科学」「アジアブリッジプログラム」の専攻横断的分野）の副専攻科目群を置き、8 単位以上の履修をそれぞれの分野の副専攻認定の条件とします。

(3) 副専攻修了認定

- ① 副専攻の修了認定を希望する学生は、修了時まで、当該副専攻プログラムから 8 単位以上修得してください。
- ② 副専攻修了認定を希望する学生は、指定された期日までに所定の事務手続きを完了してください。
- ③ 副専攻修了認定は、教授会の議を経て、研究科長が認定します。
- ④ 研究科長は、副専攻修了認定を受けた学生に修了したことを証明する修了証を授与します。
- ⑤ 副専攻修了を証明する書類は前記④の修了証のほかは別途に証明書は発行しません。

(4) 副専攻履修科目の単位

副専攻の修了要件と主専攻の修了要件は独立に定められているので、それぞれに必要な単位を履修するようにしてください。

●情報学専攻

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	システム・ネットワーク論	2	この4科目のうちから、2単位以上を修得すること
	※ コミュニケーション論	2	
	※ 情報資源総論	2	
	情報社会セキュリティ論	2	
コース選択科目	ソフトウェア工学	2	この13科目のうちから、6単位以上を修得すること
	アーキテクチャ設計論	2	
	データ工学	2	
	※ ネットワークシステム論	2	
	※ 認知科学論	2	
	知的インターフェース論	2	
	音声情報処理論	2	
	※ 画像情報処理論	2	
	デジタルコンテンツ特論	2	
	情報システム設計論	2	
	地理情報科学特論	2	
	情報政策特論	2	
	※ 言語理論特論	2	

●理学専攻数学コース

※印は英語対応科目

科目 区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択 科目	※ 代数学特論	2	この 12 科目のうち から、8単位以上を 修得すること
	※ 代数系特論	2	
	※ 幾何学特論	2	
	※ 幾何系特論	2	
	※ 解析学特論	2	
	※ 解析系特論	2	
	※ 数理論理学特論	2	
	※ 数学基礎論特論	2	
	※ 確率論特論	2	
	※ 複素解析学特論	2	
	※ 位相数学特論	2	
	※ 組合せ数学特論	2	

●理学専攻物理学コース

※印は英語対応科目

科目 区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択 科目	※ 物理学特別演習Ⅲ	2	この 15 科目のうち から、8単位以上を 修得すること
	※ 物理学特別演習Ⅳ	2	
	※ 数理物理学特論	1	
	※ 多体系数理特論	2	
	※ 量子光学特論	2	
	※ 相対論的量子力学特論	2	
	※ 素粒子物理学特論	2	
	※ 物性物理学特論	2	
	※ 実験物理学特論	2	
	※ プラズマ実験学特論	1	
	※ 生物物理学特論	2	
	物理学特別講義Ⅰ	1	
	物理学特別講義Ⅱ	1	
	物理学特別講義Ⅲ	1	
	物理学特別講義Ⅳ	1	

●理学専攻化学コース

※印は英語対応科目

科目 区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択 科目	※ 構造物理化学特論	2	この 19 科目のうち から、8単位以上を 修得すること
	※ 化学統計学特論	2	
	※ 遺伝生化学特論	2	
	※ 生化学特論	2	
	※ 無機化学特論	2	
	※ 無機固体化学特論	2	
	※ 無機量子化学特論	2	
	※ 有機化学特論	2	
	※ 有機金属化学特論	2	
	※ 有機超分子化学特論	2	
	※ 構造有機化学特論	2	
	※ 放射線測定・解析特論	1	
	※ 放射能利用分析特論	1	
	※ 放射科学特別演習	1	
	※ 先進放射化学特論	2	
	※ 先進エネルギー化学特論	2	
	※ 放射線管理学特別実習	1	
	化学特別講義Ⅰ	1	
	化学特別講義Ⅱ	1	

●理学専攻生物科学コース

※印は英語対応科目

科目 区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	※ 細胞生物学特論Ⅰ	1	この26科目のうち から、8単位以上を 修得すること
	※ 細胞生物学特論Ⅱ	1	
	※ 発生生物学特論Ⅰ	1	
	※ 発生生物学特論Ⅱ	1	
	※ 分子生物学特論Ⅰ	1	
	※ 分子生物学特論Ⅱ	1	
	※ 分子遺伝学特論Ⅰ	1	
	※ 分子遺伝学特論Ⅱ	1	
	※ 内分泌学特論Ⅰ	1	
	※ 内分泌学特論Ⅱ	1	
	※ 神経科学特論Ⅰ	1	
	※ 神経科学特論Ⅱ	1	
	※ 微生物学特論Ⅰ	1	
	※ 微生物学特論Ⅱ	1	
	※ 植物発生学特論Ⅰ	1	
	※ 植物発生学特論Ⅱ	1	
	※ 植物生理学特論Ⅰ	1	
	※ 植物生理学特論Ⅱ	1	
	※ 分子発生学特論Ⅰ	1	
	※ 分子発生学特論Ⅱ	1	
	※ 植物分類学特論Ⅰ	1	
	※ 植物分類学特論Ⅱ	1	
	生物科学特別講義Ⅰ	1	
	生物科学特別講義Ⅱ	1	
	生物科学特別講義Ⅲ	1	
	生物科学特別講義Ⅳ	1	

●理学専攻地球科学コース

※印は英語対応科目

科目 区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択 科目	※ 進化古生物学特論	2	この9科目のうちから、8単位以上を修得すること
	※ 多様性生物学特論	2	
	※ 地球環境微生物学特論	2	
	※ 構造地質学特論	2	
	※ 構造岩石学特論	2	
	※ 地球化学特論	2	
	※ 第四紀学特論	2	
	※ 海洋学特論	1	
	※ 古動物学特論	2	

●工学専攻機械工学コース

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目	宇宙工学特論	2	この9科目のうちから、4単位以上を修得すること
		流体力学特論	2	
		応用熱工学特論Ⅰ	2	
		材料強度設計	2	
		ロボット工学特論	2	
		生産システム特論	2	
		信号処理	2	
		フotonics工学	2	
		メカトロニクス特論	2	
	一般専門科目	航空工学特論	2	この13科目のうちから、4単位以上を修得すること
		環境エネルギー工学特論	2	
		応用熱工学特論Ⅱ	2	
		複合材料工学	2	
		塑性理論	2	
		数値塑性力学	2	
		振動工学特論	2	
		情報工学特論	2	
		マルチフィジックス	2	
		超精密計測	2	
		マイクロメカニクス	2	
		振動・波動工学	2	
		ヒューマンセンシング	2	

●工学専攻電気電子工学コース

※印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目	応用エレクトロニクス特論	2	この6科目のうちから、8単位以上を修得すること
		デジタル計測工学特論	2	
		※ デジタル通信システム特論	2	
		※ 視聴覚情報処理工学特論	2	
		※ 電機エネルギー変換工学特論	2	
		Advanced Control System Engineering	2	

●工学専攻電子物質科学コース

※印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	コア 専門 科目	Advanced Solid State Physics	2	この 25 科目のうち から、8単位以上を 修得すること ただし、工学専攻電 気電子工学コース の学生は「Advanced Solid State Physics」 及び「集積電子回路 工学特論」を除く 23 科目から、工学専攻 化学バイオ工学コー スの学生は「技術者 倫理特論」を除く 24 科目から、8単位以 上を修得すること
		※ 集積電子回路工学特論	2	
		Advanced Quantum Electronics	2	
		Nanomaterials	2	
		Energy Chemistry	2	
	一般 専門 科目	プラズマエレクトロニクス	2	
		結晶工学	2	
		半導体電子物性論	2	
		エネルギーデバイス物性論	2	
		波動光学	2	
		量子電子物性	2	
		ナノ構造物の電気伝導論	2	
		量子効果デバイス	2	
		光デバイス特論	2	
		電子ディスプレイ工学	2	
		無機材料特論	2	
		高分子材料特論	2	
		光機能材料特論	2	
		エネルギー材料特論	2	
		固体表面科学特論	2	
		材料物性特論	2	
		材料評価特論	2	
		技術者倫理特論	2	
		電子物質科学特別講義第一	1	
		電子物質科学特別講義第二	1	

●工学専攻化学バイオ工学コース

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目	無機化学特論	2	この9科目のうちから、6単位以上を修得すること
		物理化学特論	2	
		生体高分子材料学特論	2	
		生物化学工学特論	2	
		バイオミメティック工学	2	
		Advanced Organic Chemistry	2	
		Advanced Chemical Engineering	2	
		Advanced Bio-functional Molecules	2	
		Microbes and Enzyme Engineering	2	
	一般専門科目	応用化学特論	2	この7科目のうちから、2単位以上を修得すること ただし、工学専攻数理システム工学コースの学生は「Environmental Engineering」を除く6科目のうちから、2単位以上を修得すること
		生物物理化学特論	2	
		バイオ光工学特論	2	
		生物資源利用特論	2	
		生体医用情報工学特論	2	
		Environmental Engineering	2	
		Advanced Bioorganic chemistry	2	

●工学専攻数理システム学コース

※印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件	
コース選択科目	コア専門科目	環境計画	2	}	この4科目のうちから、4単位以上を修得すること
		動的システム論	2		
		※ 分散システム論	2		
		集合・論理・位相	2		
	一般専門科目	離散システム論	2	}	この11科目のうちから、4単位以上を修得すること。 ただし、工学専攻事業開発マネジメントコースの学生は「リスクマネジメント」及び「最適化理論」を除く9科目のうちから、4単位以上を修得すること
		自然の数理論	2		
		環境シミュレーション特論	2		
		リスクマネジメント	2		
		非線形モデリング論	2		
		音声情報処理論	2		
		数値計算アルゴリズム論	2		
		線形代数学続論	2		
		数学解析	2		
		応用解析	2		
		※ 最適化理論	2		

●工学専攻事業開発マネジメントコース

※印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目	マーケティング入門	2	この5科目のうちから、2単位以上を修得すること
		経営戦略論	2	
		ものづくり戦略論	2	
		データ分析及び演習	2	
		財務戦略論	2	
	一般専門科目	プロジェクトマネジメント	2	この15科目のうちから、6単位以上を修得すること。ただし、工学専攻数理システム工学コースの学生は「リスクマネジメント論Ⅰ」及び「シミュレーション及び演習」を除く13科目のうちから、6単位以上を修得すること
		知財戦略論	2	
		リスクマネジメント論Ⅰ	2	
		リスクマネジメント論Ⅱ	2	
		SHIEN(支援)学入門	2	
		※ マネジメント特論Ⅰ	2	
		マネジメント特論Ⅱ	2	
		マネジメント特論Ⅲ	2	
		社会調査及び多変量解析入門	2	
		※ シミュレーション及び演習	2	
		アントレプレナーシップ	2	
		経営のためのインテリジェンスづくり	2	
		地域イノベーション	2	
		先端技術レビュー	2	
		オペレーションズ・リサーチ	2	

●農学専攻

※印は英語対応科目

科目 区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	果樹園芸学特論	1	この 13 科目のうち から、4単位以上を 修得すること
	花卉園芸学特論	1	
	野菜園芸学特論	1	
	収穫後生理学特論	1	
	応用昆虫学特論	1	
	植物病理学特論	1	
	植物病原細菌学特論	1	
	持続可能型農業科学特論	1	
	農業経営経済学特論	1	
	天然物有機化学特論	1	
	生物化学特論	1	
	細胞生物学特論	1	
	※ 環境森林科学概論	2	
コース 選択科目	害虫防除学特論	1	この 26 科目のうち から、4単位以上を 修得すること
	植物分子遺伝学特論	1	
	ゲノミクス遺伝学特論	1	
	農業生態学特論	1	
	環境社会学特論	1	
	生態学特論	1	
	環境微生物学特論	1	
	保全生物学特論	1	
	環境情報学特論	1	
	生態影響評価学特論	1	
	住環境科学特論	1	
	食品栄養化学特論	1	
	動物生理学特論	1	
	応用微生物学特論	1	
	生物工学特論	1	
	植物機能生理学特論	1	
	生物産業特論	1	

	造林学特論	2	
	砂防工学特論	2	
	山地水文学特論	2	
	林業工学特論	2	
	改良木材学特論Ⅰ	2	
	木質構造学特論	2	
	改良木材学特論Ⅱ	2	
	木質生化学特論	2	
	高分子複合材料学特論	2	

●生物情報科学

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	統合オミックス特論Ⅰ	2	この5科目8単位を 修得すること
	統合オミックス特論Ⅱ	2	
	分子構造解析特論	2	
	分子構造解析演習	1	
	ゲノム機能解析演習	1	

●防災

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	災害情報学特論	2	この5科目8単位を 修得すること
	津波工学特論	2	
	リスクマネジメント概論	2	
	地震災害論	1	
	火山災害論	1	

●環境リーダー

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	環境解析学	1	この6科目8単位を 修得すること
	環境生態系学	2	
	生物地球化学	2	
	環境倫理学	1	
	環境システム工学	1	
	生物多様性保全学	1	

●アジアブリッジプログラム

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	Science and Technology in Japan	2	この2科目4単位を修得すること
	Shizuoka Enterprises in South and Southeast Asia	2	
上記以外の研究科共通科目及び各専攻のコース選択科目で、英語によって提供される科目(科目名が英語のもの)及び「英語対応科目(英語のテキストを使用し、英語による説明を併用)」のうちから、4単位以上を修得すること			

4 転プログラムについて

転プログラムは原則として認めません。

5 教職免許の取得について

本専攻では、教育関係の公的資格の一つとして、高等学校「情報」の教員免許状（専修）を取得できることになっています。教員免許状（専修）を取得するためには、既に一種免許状（高等学校教諭）を取得していることが前提となります（専攻進学後に一種免許状を取得することは不可能ではありませんが、きわめて困難です）。なお、静岡大学大学院では、修士課程在学中の学生が教職等の資格取得のために学部授業の単位取得（16 単位まで）することを認めています。詳しいことは、XIV「静岡大学大学院学生の学部授業受講に関する申し合わせ」を参照してください。

高等学校「情報」の教員免許状（専修）を取得するためには、上記の条件を満たした上で、以下に示す科目の中から 24 単位以上を修得しなければなりません。

科目名	単位数
情報社会セキュリティ論	2
計算過程論	2
アーキテクチャ設計論	2
プログラミング言語論	2
ソフトウェア工学	2
ネットワークシステム論	2
企業情報システム論	2
情報セキュリティ論	2
言語理論特論	2
教育情報システム論	2
画像情報処理論	2
音声情報処理論	2
知的インターフェース論	2
認知科学論	2
デジタルコンテンツ特論	2
コミュニティデザイン特論	2

科目名	単位数
地理情報科学特論	2
IT 技術倫理と社会	2
グローバルコミュニケーション特論	2
ミュージアムコンテンツ論	2
メディアスタディーズ特論	2
システム・ネットワーク論	2
情報資源総論	2
情報教育カリキュラム設計論	2
情報拡散過程論	2
情報科教育法特論	2
情報システム設計論	2

6 研究室国際交流・国外インターンシップ

本専攻では、研究室国際交流プログラムや国外インターンシップといった海外の大学との訪問活動の単位認定を行っています。単位認定をする科目は、「インターンシップ」（2 単位）です。研究室国際交流プログラムには、JASSO（日本学生支援機構）の奨学金を得て実施されるものや山本基金（SSSV）によるものなどがあります。いずれも大学院生の所属する研究室毎の応募となりますので、指導教員に相談したうえで参加するようにしてください。なお同プログラムに参加するための事前学習や事後の報告会等への参加が義務づけられていますので、これらも含めてきちんと参加したうえで、事後に指導教員を経て単位認定を申し出るようにしてください。

7 学務情報システム

静岡大学での履修登録は、学務情報システム (<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/>) を使用した Web 履修登録としています。

学務情報システムには、さまざまな機能があります。「履修登録」の方法、「成績の参照」や「単位修得情報の参照」、「カリキュラム参照」等の機能の他、「時間割関連」の機能では、個人別の時間割画面や定期試験の時間割情報が確認できます。

また、「Web 掲示板」の機能では履修登録している授業科目の休講情報や授業担当教員からの連絡事項等が確認できますが、公式には学務系の掲示板で最終確認してください。

8 学位審査に関わる通報・相談窓口について

学位の審査や取得に関して疑義が生じた際には、その通報・相談窓口として、教務委員がその通報・相談を受けつけます。また、相談箱への投書による通報も受け付けます。詳しくは、掲示、メール、ガイダンス等を通じて周知します。

9 研究指導に関する情報学専攻の取り組み

情報学専攻では、全国に先駆けて、下記のガイドラインを定め、大学院の研究指導に FD (Faculty Development、授業内容や教育研究方法の向上、改善を目指す組織的な取り組み) を導入しました。皆さんが教員との相互理解を深め、研究に精励することを期待します。

研究指導の改善に関する基本ガイドライン

平成 19 年 11 月 15 日制定
静岡大学大学院総合科学技術研究科
情報学専攻

教員の研究と教育の自由を確保し、併せて、研究指導の改善をいっそう促進するために、静岡大学大学院総合科学技術研究科情報学専攻は教員が学生の研究指導を行う際に留意すべき事項を確認する。

1 研究の自由について

研究室に配属された学生にも研究の自由が保障されるが、学生を受け入れた教員が学問上の責任をもって指導しうる研究テーマには限界がある。学生の研究の自由はこの限度において制限される。

教員は指導学生に対してなるべく早い時期に指導可能な研究テーマを示すように努める。特に、工学系の研究室においては、工学系の学問が研究室単位で継承・発展するものであることを、教員は早期に学生に理解させ工学系における研究の自由の意味を理解させるように努力する。

2 研究指導の過少と過剰について

教員の研究指導のスタイルは各人各様で、それ自体が学問の自由の一部である。そのため、研究指導に対する考え方が教員によって異なり、その違いは研究指導のばらつきとして表れている。放任主義の研究指導では教員が何もしてくれないと学生が不満をもつ可能性があり、過剰な研究指導では研究の自由がないと学生が不満をもつ可能性がある。

教員は、学生に課題を与える一方で、学生が自主的に取り組むべき事項と教員が踏込むべきでない事項に関する自分自身の研究指導上の立場を、学生に理解させるように努力する。

3 研究成果について

教員と学生の研究テーマは類似または関連しているのが普通である。また、教員と学生は研究テーマについてアイデアと研究成果を共有している場合が多い。

学生の研究テーマと教員の研究テーマが類似または関連する場合、かかるテーマについて学外

で発表する教員は教員の貢献と学生の貢献を可能な限り区別し、研究のオリジナリティについて学生と共通の認識をもつように努力する。

4 学生の人格について

学生は研究能力において発達途上であるが、教員は研究指導において個々の学生を独立した人格をもつ人間として尊重する。

5 このガイドラインの性質

このガイドラインは研究指導の改善に関するミニマム・スタンダードであって、個々の教員が自らの研究指導において創意工夫を凝らすことを妨げるものではない。

V 授業時間割

授業時間割は、学務情報システム (<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/>) により確認できます。

各時限の開始時刻と終了時刻

時限	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10
開始時刻	8時40分	10時20分	12時45分	14時25分	16時05分
終了時刻	10時10分	11時50分	14時15分	15時55分	17時35分

開講する講義について

隔年で開講する講義は、学情システムで確認してください。

集中講義となる科目（日程は、掲示等により追って連絡する）

集中講義となる科目は、学務情報システムで確認できるので、受講する人は所定の手続きをしてください。日程などは別途掲示します。

VI シラバス

シラバスは、学務情報システム (<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/>) により参照することができます。

※ 「期別」の欄が空欄となっている科目は、当該年度には開講されません。

VII 学生生活の手引き

1 研究指導教員について

勉学その他常に遠慮なく相談し、指導を受けてください。

2 学務係で取り扱う事項

教務・学生生活等に関わる下記の事項の事務窓口は情報学部学務係です。証明書自動発行機はS-Port 1階ホールにあります。

窓口での受付時間：午前8時30分～12時30分、午後1時30分～5時15分

取り扱う事項： 講義（休講案内、教室変更）に関すること
履修手続き、成績に関すること
休学、復学、退学に関すること
留学に関すること
学生証の発行に関すること
成績証明書の発行に関すること（和文は自動発行機での出力）
事故、盗難に関すること
奨学金、授業料免除に関すること
学生相談に関すること
遺失物に関すること など

3 学生に関する連絡事項について

教務・学生生活等に関わる連絡事項、学生個人の呼び出しなどは、大学院生用掲示板（情報学部2号館内）に掲示しますので、適宜見るようにしてください。

4 各種の届けや願い出について

次の届けや願い出は指導教員の了解と認印を受けてから学務係に提出してください。

1. 履修申告表（学務情報システムによる履修申告のみの場合は不要）
2. 休学願
3. 退学願
4. 復学願
5. 留学願
6. 保証人変更届

5 学生証（ICカード）

学生証は、入学時に交付される顔写真付きのICカードです。IC学生証は、みなさんが静岡大学の学生であることを証明する大事な身分証であるとともに、情報学部棟への時間外入館や教室への入室の際にはカードキーとして用いることができるほか、図書館の貸し出しカードとしても利用します。証明書自動発行機を利用する際にも必要です。また、静岡大学生生活協同組合の携帯用組合員証（Tuoカード）を申し込むことにより、ポストペイ（少額決済後払い）の機能も利用できます。みなさんの学生生活にとってなくてはならないものですので、失くすことがないように注意しましょう。もし紛失した場合は、すぐに学務係に届け出てください（再発行する場合は有償となりますのでご了承ください）。また、電磁波を出す機器の間近に置かないなど、取り扱いに注意してください。

6 学生カード

学生カードとは、学生個人の氏名、現住所、保証人と住所などを記載したもので、緊急の際の連絡などに利用されます。毎年度の始め、所定の期日までに学務係まで提出してください。

7 住所変更・身上異動の際の届出

住所の変更や改姓など、提出した学生カード、保証人等の内容に変更があるときは学務係に届け出てください。届け出がされていないと、緊急時に大学から下宿先や保証人に連絡できません。

8 いろいろな証明書類の申し込み

大学では、いろいろな証明書類を発行しています。そのうちの一部は、証明書自動発行機で発行します。証明書自動発行機を使う場合は、学生証が必要です。また、証明書自動発行機では発行できない証明書については、使用予定の1週間前までに学務係まで申し込めば手に入れることができます。なお、当日、急な発行を頼みに来ても、応じられないことがありますので注意してください。また、申し込みおよび受領は必ず本人が直接行ってください。

[1] 情報学部学務係で発行する証明書

- (a) 在学証明書（英文）
- (b) 成績証明書（英文）

[2] S-Port 内浜松学生支援課で発行する証明書

- (a) 地方奨学団体推薦書
募集要項、願書等を添えて申し出てください。
- (b) 通学証明書
交付願に所要事項を記入し、学生証を添えて提出してください。通学証明書の乗車区間は自宅最寄駅から大学に最も近い駅までに限られます。通学以外のアルバイトなどのためには発行できません。
- (c) 団体（グループ）旅行申込書
教職員に引率された学生団体（8人以上）で鉄道などを利用するときは、「団体割引」が適用されることがあります。申し込み用紙に所定事項を記入し、所定の期限内に申し込んでください。

[3] 証明書自動発行機で発行する証明書(S-Port 内1階ロビー)

- (a) 在学証明書（和文）
- (b) 成績証明書（和文）
- (c) 卒業見込証明書（和文）
- (d) 修了見込証明書（和文）
- (e) 学生割引書
- (f) 健康に関する証明書

※証明書を利用する際の注意事項

- ① 本学で発行する証明書類は、すべて社会一般では公文書として通用しますので、その取扱いには十分注意し、期限切れや不使用等のときは必ず返却してください。また紛失したり盗難にあったときは直ちに学務係に届け出てください。
- ② 申込書には正確・明瞭に、空欄のないように記入し、内容に不備がないようにしてください。
- ③ 証明書類の不正使用は厳禁されています。特に学割証や学割証で購入した乗車券の貸与、譲渡は禁止されています。不正行為を摘発されたときは、公文書不正使用として高額の追徴金を徴収され、静岡大学全体が発行停止の処分を受けることにもなります。
- ④ 学割証は発行の日を含めて3カ月有効です。この範囲内でできるだけ早目に申し込むようにしてください。
- ⑤ 私鉄で特別に定められた証明書用紙がある場合は、自分で用紙を準備のうえ、所要事項を記入して申し込んでください。

9 授業料・寄宿料の納入について

前期分は4月30日、後期分は10月31日までに納入してください。納期までに納入しない場合は保証人に督促し、年度内に納入しないと除籍処分となります。

10 免除制度と奨学金制度等

〔1〕 授業料免除制度

経済的な理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者に対して、本人の申請に基づき選考のうえ、納付すべき授業料の全額または半額が免除されることがあります。免除を受けようとする者は、所定の期日までに免除申請書を学務係に提出してください。

〔2〕 奨学金制度

日本学生支援機構奨学金は、学業、人物とも優秀かつ健康であって、経済的理由により就学が困難と認められる者に対して、本人の申請に基づき選考のうえ、貸与されます。奨学金貸与を受けようとする者は、所定の期日までに申請書を学務係に提出してください。

そのほかに各種の奨学団体等による奨学金制度があります。それらについては、その都度、掲示・募集します。

11 健康管理について

保健センター（浜松支援室）が実施する定期健康診断は必ず受診してください。定期健康診断を受診していない者には、進学、就職等で必要な健康診断証明書が発行できません。

同センター支援室では、内科医・精神科医・整形外科医及び看護師が身体・精神面の相談に応じるとともに、応急処置を実施します。不慮の事故・病気に備え「遠隔地被保険者証」を持っていると便利です。この証明書の発行申請には「在学証明書」が必要です。

詳しくは、VIII 心身の健康管理を参照してください。

12 交通規制及び事故処理について

本キャンパスは、浜松市の市街地にあり敷地も狭いため、交通安全と騒音対策が大きな問題になっています。交通規制を実施していますので、厳守してください。静岡大学生として品位を疑われるような、大学周辺での迷惑駐車（公園、銀行、スーパー等）は絶対にしてはいけません。キャンパスの内外を問わず、交通マナーと安全についてはみなさんの自覚・自重が強く望まれます。

〔1〕 交通規制

（a）自動車（四輪車）

身体的な理由等、特別の理由がある場合を除いて、学生の自動車乗り入れは禁止されています。

（b）自動二輪車及び原付自転車

住居が浜松キャンパスから直線距離で 1.0km 以内の学生は乗り入れ禁止です。

住居が浜松キャンパスから直線距離で 1.0km 以上の場合、入校許可を得られる場合があります。許可を受けた学生は自動二輪車、原付自転車等での通学ができます。許可を希望する者は、4 月のガイダンス時の説明に従って、学務係に申請書を提出してください。

（c）自転車による通学

特別な許可証は必要としませんが、ガイダンス時に交付される駐輪場識別ステッカーを所定の場所に貼付し、指定の駐輪場にそろえて止めてください。また、出入り口も北門に指定されています。

構内での自転車による移動は、教育研究の環境を保ち、また事故防止のために厳禁されています。

〔2〕 事故処理

大学構内で交通事故や盗難などの事件・事故にあたり、目撃したりした場合などは、まず最寄りの教職員か守衛室へ連絡して（以下参照）、その指示を受けてから警察へ連絡してくだ

さい。火災や人身事故、恐喝・暴力などの緊急事態に遭遇して警察や消防署に通報した場合も、必ず最寄りの教職員または守衛室に連絡し、現場の立ち会いのために待機するようにしてください。

学外における交通事故も増加の一途をたどっており、交通安全について学生諸君の自覚、自重を強く望みます。交通事故の被害者になった場合、あるいは加害者になった場合の両方とも、学務係に必ず早急に連絡するとともに、指導教員に相談してください。

また、大学周辺で現金を脅し取られたり、不審者に追われたりなどの事件が起こっています。早朝、深夜の一人歩きは慎み、護身のために防犯ブザーを携帯するなど、くれぐれも注意しましょう。

1 3 大学構内における生活上の諸注意

[1] 構内における騒音防止及び美化について

大学は、学生には勉学の間であり、教員には教育・研究の間であり、事務員には大学運営のための職務を行う場です。アンプ（マイク・スピーカー）類を使用するの広報、演説、音楽活動等は、他に迷惑のかからない音量で行い、授業のない時間帯でも騒音防止には十分な配慮をしてください。特に音楽系サークルは音量に注意してください。

多勢の学生が共同利用する大学では、各人が構内の美化に配慮しなければ良好な環境が保てません。特に印刷物等が校舎内に散乱しないように努め、配布者も印刷物をそのまま放置せず、後始末をするように心がけてください。

また、備品（机・椅子等）を大切にし、整頓してください。

各サークルの連絡、案内や学生相互間の連絡のための学生専用掲示板を設けてありますから、活用してください。この掲示板以外の場所に貼ってある掲示物等は、環境を良好に保つために撤去します。

[2] 構内の喫煙について

静岡大学では構内禁煙を行っています。講義室や廊下での喫煙及び構内での歩きタバコは絶対にしてはいけません。指定された場所で喫煙してください。

[3] 落とし物や忘れ物をしたり、拾ったりした場合

落とし物や忘れ物をしたり、それらを拾得したりした場合は、速やかに情報学部学務係に届け出てください。拾得物は忘れ物ショーケースに展示しますから、心あたりがあれば印鑑持参の上、学務係に申し出てください。なお、名前のない落とし物や忘れ物が非常に多いので、所持品等には学籍番号・名前をつけるように心がけてください。

平 日 昼 間	現場近くの教職員 情報学部学務係（内線：1511、直通：478-1511） 工学部学生係（内線：1011、直通：478-1011） 守衛室（内線：1013、直通：478-1013） 負傷者がいる場合： 保健センター支援室（内線：1012、直通 478-1012）
休日または時間外で職員が不在の時	守衛室（内線：1013、直通：478-1013）

[4] 電話による学生呼び出し

電話による学生の電話口への呼び出しは、本人に取り次ぐ方法がありません。緊急の場合、家族や知人からの連絡は各自で他の方法を用意しておいてください。

[5] 盗難の届出と防止

貴重品、現金、自転車、バイク等の盗難が毎年多数発生しています。特に、専攻学生の場合、ノート PC が盗難にあうケースが目立っています。学内（駐輪場を含む）で盗難にあったとき、あるいは不審な者を認めたときは、直ちに教員または情報学部学務係に届け出てください。

※盗難防止のための留意事項

- ① 多額の現金は持ち歩かないように心がけてください。銀行・郵便局等のキャッシュカードを利用するようにしましょう。キャッシュコーナーは銀行用が南会館、郵便局用が北会館の各入口に設置してあります。下宿先等でも多額の現金を置かないように心がけてください。現金や貴重品は、自分の身から離さないことが大切です。体育館の更衣室での盗難が特に多いので、体育の授業のときは必ず担当教員に預けてください。
- ② バイク、自転車から離れるときは必ず施錠をするとともに、バイクにはハンドルロックをし、ヘルメットは車体に取り付け、施錠しておくようにしてください。バイク、自転車には車体番号が付されていますから、車輛ナンバーとともに車体番号も必ず記録しておいてください。
- ③ ノート PC の取り扱いには特に注意しましょう。ロッカーの施錠を厳重にするほか、ロッカーに入れたままにしない、図書館の机などに置いたまま席を立たないなどの注意を怠らないようにしましょう。

[6] 情報学部棟への入館

(1) 情報1号館

(a) 通常の入退館

平日の7時から22時までは、正面玄関、1Fおよび2F西側の2号館との連絡扉は開錠されていますから、自由に入退館できます。

(b) 時間外の入退館

夜間および休日など、正面玄関、西側連絡扉は施錠されています。カードキーを使用することで入館が可能です。

(c) 非常口

1号館の1F北側扉（階段横）、3階以上の西側扉、および2階の東側扉は非常口です。緊急の場合のみ使用してください。

(d) 禁煙

1号館は禁煙区域です。

(e) ゴミ箱

ゴミ箱は、正面玄関と情11教室横に設置してあります。

(f) エネルギーの節約

不必要な電灯、エアコン等はこまめに消すように心がけてください。また節電対策にご協力ください。

(2) 情報2号館

(a) 通常の入退館

平日の8時から18時までは、正面玄関、1Fおよび2F西側の1号館との連絡扉は開錠されていますから、自由に入退館できます。

(b) 時間外の入退館

夜間および休日など、正面玄関、1号館との連絡扉が施錠されている間は、カードキーを使用することで入館が可能です（CAD&CALL 教室やマルチメディア演習室等に入室する際にもカードキーが必要です）。

(c) 非常口

2号館の非常口・非常階段は建物の西端付近にあります。緊急の場合にのみ使用してください。

(d) 防火シャッター

火災が発生すると、自動的に防火シャッターが降ります。必要に応じて、非常口、または非常階段を利用して退館してください。

(e) 禁煙

2号館は禁煙区域です。

(f) ゴミ箱

各階のリフレッシュスペースに、ゴミ箱が設置されています。

(g) 学生用掲示板

2階の西リフレッシュスペースには「学生用掲示板」があります。掲示の際は、事前に届け出る必要はありませんが、期限がすぎた掲示物等の処理は各自が責任を持って実行してください。

(h) エネルギーの節約

unnecessary 電灯、エアコン等はこまめに消すように心がけてください。また節電対策にご協力ください。

[7] 共同研究室・複写機等の利用について

大学院生研究室は情報学部2号館7階2719室です。研究室の利用の仕方については、大学院生の自主的な運営に委ねられていますので、みんなで相談して必要なルールを決めてください。

研究目的のため複写機を利用することができます。コピーカードを貸与しますが、指導教員からの注意事項を遵守してください。

[8] 大規模地震防災について

日ごろ、地震対策を心掛け、非常時における避難場所・避難出口を確認し、実験・実習中の処置等に熟知しておくとともに、警戒宣言が発せられた場合や地震が突発的に発生した場合、あわてずに対処できるようにしておいてください。

なお、第1次避難場所は「運動場」です。

詳しくは、IX 東海大地震に備えてを参照してください。

[9] ゴミの分別収集

キャンパス内で焼却炉は一切使用できません。一般廃棄物の処分方法については、次の一覧を参照してください。

一般廃棄物の処分方法一覧

紙類	段ボール	古紙回収	原則として 2 ヶ月（偶数月）ごとに収集。収集日時及び収集場所は担当係より事前に研究室へ連絡
	新聞紙		
	雑誌		
	コピー用紙		
	その他の古紙		
	感熱紙	可燃性ごみ	月・木（12:00～12:30）に電気系本館南側の可燃物用ごみ集積場に搬入
	シュレッダー屑		
	薬品やビニールでコーティングしてある紙		
プラスチック類	ペットボトル	リサイクル	随時に構内ごみ集積場に設置してある回収籠へ投入
	薄いプラスチック類 （ラップ・弁当の容器・カップ麺の容器等）	可燃性ごみ	月・木（12:00～12:30）に電気系本館南側の可燃物用ごみ集積場に搬入
	厚いプラスチック類 （洗剤の容器・発砲スチロール等）	不燃性ごみ	随時に構内ごみ集積場に設置してある回収籠へ投入
ガラス類	食品用の瓶類 （酒屋等へ返却できるものを除く）	リサイクル	随時に構内ごみ集積場に設置してある回収籠へ投入
	食品以外の瓶 その他のガラス類 （試薬などの汚染物質が付いているものを除く）	ガラス系廃棄物	毎月第 3 金曜日（10:00～10:30）に廃液処理施設で回収
缶類	アルミ缶 スチール缶	リサイクル	随時に構内ごみ集積場に設置してある回収籠へ投入
可燃物	燃えるごみ （粗大ごみ（60cm 以上のもの）を除く）	可燃性ごみ	月・木（12:00～12:30）に電気系本館南側の可燃物用ごみ集積場に搬入
不燃物	備品	不燃性ごみ	担当係で廃棄手続きを行い、その後担当者に従い処分する
	備品以外の不燃物 （粗大ごみ（60cm 以上のもの）を除く）	不燃性ごみ	随時に構内ごみ集積場に設置してある回収籠へ投入

1.4 就職支援

情報学部キャリア支援室が大学院生の就職活動を支援します。情報科学科教員の研究室に属する院生に対しては情報科学科就職担当が就職活動を支援し、情報社会学科教員の研究室に属する院生に対しては情報社会学科就職担当が就職活動を支援します。

なお、研究生・社会人再教育プログラム院生への就職支援はできません。

VIII 心身の健康管理

1 保健センター（浜松支援室）

保健センターは、本学の学生および教職員の保健管理に関する専門的業務を総合的に行う施設です。静岡キャンパスのほか、浜松キャンパスにも分室（工学部7号館2階）が設置され、以下のような業務を行っています。

※ 定期健康診断

健康状態をできるだけ早く的確に把握し、異常がある場合に正しい治療方法を指導することができるように、保健センターでは定期健康診断を実施しています。必ず受診してください。

※ 応急処置

学内で起きたけがや病気に対しては、救急薬品を常備し、医師・保健師・看護師が応急処置にあたっています。

※ 健康診断証明書の発行

就職、進学、体育大会出場等に必要な健康診断証明書を発行しています。定期健康診断を受診していない人には発行できないので注意してください（学外の医療機関で有料の健康診断を受けなければなりません）。

※ 健康相談

保健センターでは身体面、精神面の健康相談をおこなっています。慢性の疾患のある人、最近、自分の体調に異常を感じている人、「夜眠れない」「いつも頭がぼんやりしている」「勉強に身が入らない」「友人とうまくいかない」などの悩みや気になることがある人は、気軽に受診してください。医師・カウンセラー・保健師・看護師が対応します。

※ 健康支援機器の利用

身長・体重・体脂肪計・血圧計・握力計 業務時間中は自由に利用できます。ご希望に応じて、視力検査、禁煙支援に呼気中一酸化炭素濃度測定、骨密度調査を実施しています。

開室時間 9:00～12:30、 13:30～16:30

診察時間

内科

曜日	診察時間	
月	9:00～12:30	13:30～16:30
火	9:00～12:30	13:30～16:30
水	9:00～12:30	13:30～16:30
木		
金	9:00～12:30	13:30～16:30

心理相談（予約制）

曜日	相談時間	
月	9:00～12:30	13:30～16:30
火	9:00～12:30	13:30～16:30
水		
木	9:00～12:30	13:30～16:30
金	9:00～12:30	13:30～16:30

学校医相談日

内科	第 4 水曜日午後
精神科	第 3 木曜日午後
整形外科	第 1 火曜日午後

※健康診断実施中は、中止することがあります。また、講義や会議の都合により変更することがあります。

2 学生支援センター学生相談部門（学生相談室）

工学部 7 号館（教務係、学生係のある建物の 3 階、エレベーターのすぐ隣）にあり、工学部、情報学部 of 教員、カウンセラー（臨床心理士）が学業、進路、心理的な問題などに関する相談を受けつけます。詳細は 4 月に配布される相談室報『マインド』またはウェブサイト（<http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/~hyoota/index2.html>）を見てください。相談申込、問い合わせは、保健センター、電話（太田研究室：053-478-1677）、電子メール（hyoota@ipc.shizuoka.ac.jp）でも受けつけています。

3 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、大学において教育研究活動中（授業中、学校行事中、課外活動中等）の事故によって被った災害・傷害に対する被害救済のための災害補償制度で、全国的な規模をもつ学生相互共済の傷害保険です。本学はこの制度の趣旨に賛同し、賛助会員大学となっていますので、新入生諸君も全員が加入します。保険料は情報学部学生福利厚生会から全額支払われます。なお、詳細については別途配付の「保険のしおり」を参照してください。

4 浜松市の救急医療体制

夜間、休日に急病やケガをしたときには、下記の浜松市の救急医療体制を参考にしてください。

診療日時と診療場所

夜間 8：00～翌 7：00 浜松市立夜間救急室
中区伝馬町 311-2 浜松市医師会館 1 階 電話：053-455-0099

土曜午後 14：00～18：00 浜松市立夜間救急室
年末年始（12/30～1/3）及び祝日を除く毎土曜日

休日 当番医案内 医療ネットしずおか(<http://www.qq.pref.shizuoka.jp>)
へアクセスし、「西部」地域の休日夜間当番医を探す。

休日 歯科 8：30～11：30
13：00～15：30 歯の健康センター
中区鴨江 2-11-2 電話：053-453-6129
日曜日・祝日、年末・年始

5 健康保険証

不慮の事故・病気に備え、「遠隔地被保険者証」を持っていると便利です。この証明の発行申請には、添付書類として「在学証明書」が必要です。

IX 東海大地震に備えて

静岡県は地震防災対策強化地域に指定されており、近い将来大地震に襲われる危険性が十分に考えられます。したがって、学生諸君は常日頃からいつ起こるかも知れない地震に対する心構えをぜひ持ってください。

安否情報システムの URL は <http://anpi.ipc.shizuoka.ac.jp> です。

1 東海地震注意情報の報道が発令された場合

おおむね次のような内容の指示が出される予定です。

ただいま、東海地震注意情報が発表されました。したがって、本日の講義は打ち切ります。学生諸君は氏名及び帰宅先を担当教員に報告の上できるだけ速やかに帰宅し、地域の防災活動に協力してください。今後さらに東海地震の可能性が高まり警戒宣言が発令されると、バス、電車、列車等の交通機関は全て運行中止になりますので注意してください。

静岡大学地震対策本部

※大学構内にいるとき

学内放送等による休講その他の注意事項を受け、氏名及び帰宅先を報告後、できるだけ速やかに帰宅し、地域の防災活動に協力します。（特に古いアパートに下宿するなど、帰宅することがかえって危険と思われるときは大学に残ってもかまいませんが、大学には食料や毛布などの備蓄はありません）。

※登下校中及び在宅中

自宅又は下宿等に速やかに帰宅し、報道機関の情報に注意するとともに、地域の防災活動に協力してください。

2 突然大規模地震が発生した場合

[1] 大学構内にいるとき

(a) 授業中

1. 講義中の場合は、出入口の扉を開け、一時机の下など安全な場所に身を隠し、地震が終息するのを待って担当教員の指示に従ってください。
2. 実験中の場合は、二次災害防止のため使用中の火を消し、できるだけ安全な場所で一時待機してください。
3. 地震の揺れがおさまった後は、担当教員の指示に従い、指定の第1次避難場所へ避難してください。
4. 避難場所においては、大学からの指示があるまで冷静な態度で待機してください。

(b) 休憩時間中および課外活動中

建物内にいた場合は、一時机の下など安全な場所に身を隠し、地震が終息するのを待って第1次避難場所に集合の上、大学からの指示を待ってください。ピロティ下及び屋外にいた場合は、建物・電柱等からできるだけ離れた安全な場所に避難し、地震が終息するのを待って第1次避難場所に集合の上、大学からの指示を待ってください。

[2] 登下校中及び在宅中の場合

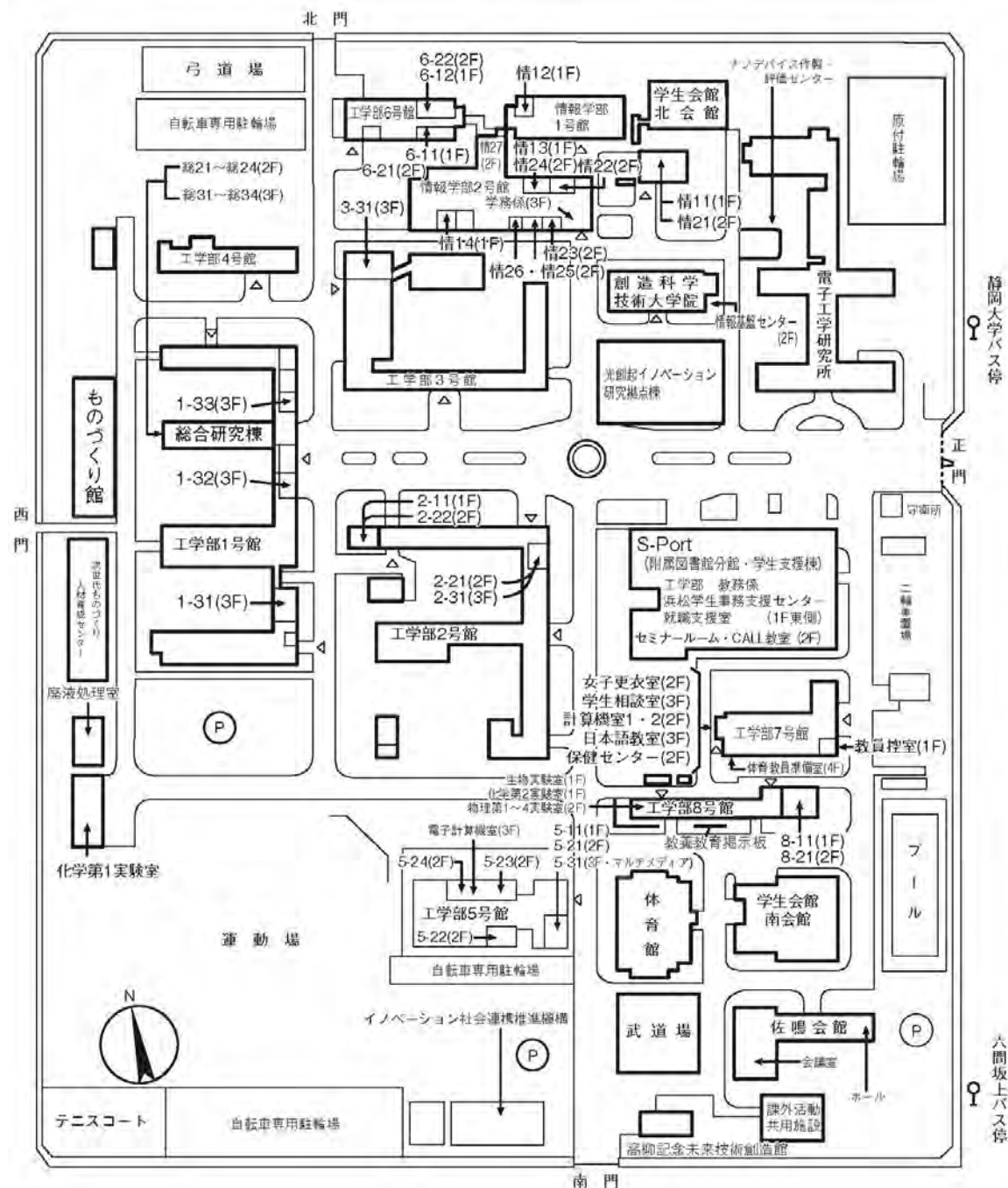
建物、電柱等からできるだけ離れた安全な場所に避難して地震が終息するのを待って帰宅し、報道機関等による大学からの指示を待ってください。

〔3〕安否と所在の確認について（重要）

大規模地震が発生した場合には、学生個人の安否と所在の確認がもっとも大切です。震度6弱以上の地震が発生した時には、学務係と指導教員の両方に自分の安否と所在を必ず連絡してください。連絡手段はその時点で使えるもので構いませんが、電話網は不通であることが予想されますので、そのときは直接出向いてください。

〔4〕第1次避難場所

第1次避難場所は、運動場です。



X 地震以外の気象警報発令時等における授業の休止措置について

台風接近時等において、暴風・大雨等の気象警報が発令された場合は、「地震以外の気象警報発令時等における授業休止措置のガイドライン」（平成 16 年 9 月 15 日教育研究評議会決定、平成 16 年 10 月 13 日教育研究評議会一部改正）により、以下の措置がとられることになっています。

気象警報発令時には、授業が休講になる場合がありますが、くれぐれも慎重に行動されることを望みます。なお、気象警報発令等により休講となった授業は、補講の措置がとられます。また、台風等の自然災害に被災した場合には、学務係と指導教員双方に、すみやかに連絡してください。

休講等の措置基準

静岡県西部地域および中部地域に「暴風警報」又は「大雨警報」が発令された場合で公共交通機関が不通となっているとき、時間帯によって以下のような休講措置をとります。静岡・浜松いずれか 1 地域のみが上記状況のときは、当該キャンパスごとに休講措置をとります。

- 1) 午前 7 時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、1 コマ目の授業は休講。2 コマ目以降については大学 HP にて連絡します。
- 2) 午前 11 時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、午後の授業は休講。
- 3) 午後 4 時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、夜間主授業は休講。
- 4) 集中講義については、講師および受講学生の登校可能状況を勘案して、当該部局教務委員会で対応します。

なお、授業中に警報が発令された場合には、学長と教育担当理事が協議して休講措置をとるかどうか決定し、構内放送で連絡する。

注：公共交通機関とは、大学に通じる市内路線バス、静岡駅・浜松駅発着の J R 在来線を指します。

暴風・大雨警報以外の気象警報が発令された場合等には、学長は臨時役員会を開催して、休講措置について協議します。

XI 静岡大学大学院規則

最新情報は静岡大学規則集(<https://ketei.adb.shizuoka.ac.jp/>)の例規一覧 第3編第1章 大学院規則・学位規程のなかの静岡大学大学院規則を参照のこと。

○静岡大学大学院規則

(昭和39年4月27日)

改正昭和40年5月18日	昭和40年7月17日	昭和41年5月13日
昭和42年6月30日	昭和43年4月22日	昭和44年4月28日
昭和45年5月1日	昭和46年3月31日	昭和47年4月21日
昭和48年4月21日	昭和48年5月17日	昭和49年4月17日
昭和50年4月1日	昭和50年4月16日	昭和50年6月25日
昭和51年4月2日	昭和51年4月21日	昭和51年6月16日
昭和52年4月20日	昭和53年1月10日	昭和53年4月19日
昭和53年6月14日	昭和54年4月18日	昭和55年4月16日
昭和56年4月15日	昭和57年4月21日	昭和58年4月20日
昭和59年4月18日	昭和60年4月17日	昭和61年4月16日
昭和62年2月18日	昭和63年3月23日	平成元年1月25日
平成元年3月15日	平成2年3月14日	平成2年4月18日
平成3年2月20日	平成3年4月1日	平成3年4月17日
平成3年7月17日	平成3年7月17日	平成3年11月20日
平成4年1月22日	平成4年2月19日	平成4年4月10日
平成5年3月16日	平成6年4月20日	平成6年6月22日
平成6年12月14日	平成8年2月21日	平成9年2月19日
平成10年3月18日	平成11年2月17日	平成11年12月22日
平成12年2月16日	平成12年7月19日	平成13年4月11日
平成13年6月20日	平成14年5月15日	平成15年4月1日規則
平成16年2月10日規則	平成16年2月18日規則	平成16年3月10日規則
平成16年6月9日規則	平成16年9月15日規則	平成17年2月16日規則
平成17年3月16日規則	平成17年4月13日規則	平成17年5月18日規則
平成17年10月12日規則	平成18年2月15日規則	平成19年3月1日規則
平成19年3月14日規則	平成20年4月1日規則	平成20年5月7日規則
平成21年2月18日規則第3号	平成21年5月13日規則第1号	平成21年10月21日規則
平成22年2月17日規則	平成22年2月17日規則第1号	平成22年4月1日規則
平成22年12月15日規則	平成23年3月16日規則	平成24年2月15日規則第24号
平成24年3月14日規則第42号	平成24年6月20日規則第6号	平成25年1月9日規則第43号
平成25年1月16日規則第50号	平成25年3月6日規則第66号	平成25年5月15日規則第18号
平成26年3月19日規則第92号	平成27年1月21日規則第41号	

目次

- 第1章 総則(第1条―第8条)
- 第2章 授業科目、単位及び履修方法(第9条―第16条)
- 第3章 課程修了の認定(第17条―第20条)
- 第4章 学位(第21条)
- 第5章 入学、転学、留学、休学及び退学(第22条―第33条)
- 第6章 懲戒及び除籍(第34条・第35条)
- 第7章 授業料、入学料及び検定料(第36条―第38条)
- 第8章 教員組織(第39条・第39条の2)
- 第9章 運営組織(第40条―第42条)
- 第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生(第43条―第47条)
- 第11章 専門職学位課程(第48条―第52条)
- 第12章 雑則(第53条)
- 附則

第1章 総則

(大学院の目的)

- 第1条 静岡大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 大学院は、研究科等又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

- 第2条 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。
- 3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科)

- 第3条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科
教育学研究科
総合科学技術研究科
法務研究科

(教育部及び研究部)

- 第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

- 2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科及び総合科学技術研究科に修士課程を、自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程(以下「博士課程」という。)を、教育学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を、法務研究科に専門職学位課程を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱い、法務研究科の専門職学位課程は、法科大学院の課程として扱うものとする。

- 2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。
- 3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。
- 5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とし、法科大学院の課程においては、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 各研究科及び教育部(以下「研究科等」という。)に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻
	比較地域文化専攻
	経済専攻
教育学研究科	学校教育研究専攻
	共同教科開発学専攻
	教育実践高度化専攻
総合科学技術研究科	情報学専攻
	理学専攻
	工学専攻
	農学専攻
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻
	光・ナノ物質機能専攻
	情報科学専攻
	環境・エネルギーシステム専攻
	バイオサイエンス専攻
法務研究科	法務専攻

- 2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。
- 3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、第4条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学及び岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、流域圏科学研究センター及び生命科学総合研究支援センターの教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

（収容定員）

第7条 大学院の収容定員は、別表Ⅰのとおりとする。

〔別表Ⅰ〕

（標準修業年限、在学年限）

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程及び法科大学院の課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程には4年、博士課程及び法科大学院の課程には6年（第51条に定める法科大学院の課程の法学既修者については、在学したとみなされる期間を含み、5年）を超えて在学することができない。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあつては修士論文又は特定の課題についての研究成果、博士課程にあつては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

（授業及び研究指導）

第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

（成績評価基準等の明示）

第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（授業科目、単位等）

第9条の4 各研究科等に設ける専攻別の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

(1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修方法)

- 第11条 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目から、修士課程にあつては30単位以上、博士課程にあつては当該研究科等において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。
- 2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。
- 3 第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第11条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

- 第12条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

- 第13条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

- 第14条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第 15 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 16 条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10 単位を超えないものとする。

第 3 章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第 17 条 修士課程修了の認定は、当該課程に 2 年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程修了の認定は、当該課程に 3 年(専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2 年)以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。)の博士課程の修了の要件については、前項中「1 年」とあるのは「3 年(修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に 2 年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、当該研究科の定める GradePointAverage(以下「GPA」という。)の値の要件を満たした者について行う。

5 法科大学院の課程修了の認定は、当該課程に 3 年(法学既修者については、在学したとみなされる期間を含む。)以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、当該研究科の定める GPA の値の要件を満たした者について行う。

(教員免許状)

第 18 条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表 II のとおりとする。

(単位の認定)

第 19 条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第 20 条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

- 2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

第4章 学位

第21条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士（専門職）の学位を、法科大学院の課程を修了した者には法務博士（専門職）の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

- 2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

（入学時期）

第22条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

（入学資格）

第23条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者の場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(13) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

2 前項第 10 号から第 13 号までの規定により学生を入学させる場合（以下本項において「飛び入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。

(1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。

(2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。

(3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

(4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

(1) 修士の学位又は専門職学位（法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

（入学志願手続）

第 24 条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

（選抜試験）

第 25 条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。

（入学手続）

第 26 条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料（入学料の免除を申請中の者を除く。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

（転研究科、転専攻）

第 26 条の 2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会（42 条第 1 項に規定する教授会をいう。以下同じ。）の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、第 42 条に定める研究科委員会等の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第 1 項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第 8 条に規定する修業年限並びに同条及び第 17 条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。（進学）

第 27 条 大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

3 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。（休学）

第 28 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き 2 月以上就学することができないときは、所定の手続を経て休学することができる。

2 疾病その他の理由で就学が不適当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

3 前 2 項の場合において休学の事由が消滅し復学しようとするときは、遅滞なく復学願を提出し許可を得なければならない。

第 29 条 休学の期間はその学年を超えてはならない。引き続き休学するときは、あらためて願い出ることができる。

2 休学期間は、修士課程においては通算 2 年を、博士課程及び法科大学院の課程においては通算 3 年（法科大学院の課程の法学既修者については、2 年）を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。（再入学）

第 30 条 第 33 条の規定により退学し、又は第 35 条の規定（第 1 号による場合を除く。）により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

2 前項の願出に当たり、所属した研究科等が別組織となっている場合の願出先は、当該研究科の専攻と同一の専攻とみなされる専攻を置く研究科等とする。

（転入学）

第 30 条の 2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

（転学）

第 31 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

（留学）

第 32 条 学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)において学修し、大学院の単位として換算することができる単位を修得しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

第 33 条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 懲戒及び除籍

(懲戒)

第 34 条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

(除籍)

第 35 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聞いて、除籍する。

(1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者

(2) 第29条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

(3) 授業料が未納で督促してもなお納付しない者

(4) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者

(5) 疾病その他の事由により、研究を継続させることが適当でないと認められる者

(6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

第7章 授業料、入学料及び検定料

(授業料の納付)

第 36 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第 37 条 授業料、入学料及び検定料(以下次条において「授業料等」という。)の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第 38 条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

第 39 条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

(1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

(2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。

(3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。
- 3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。
- 4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。
- 5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9章 運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第40条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学者選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

- 2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第41条 各研究科に科長を置く。

- 2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。
- 3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。

(教授会)

第42条 大学院の管理運営のため、人文社会科学研究科、教育学研究科、総合科学技術研究科、創造科学技術大学院及び法務研究科に教授会を置く。

- 2 教授会に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

- 2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

第44条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

- 2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあっては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者、博士課程にあっては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者とする。
- 3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第 45 条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第 23 条第 1 項各号のいずれか若しくは同条第 3 項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。
- 3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。
- 4 履修期間は、1 年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
- 5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表 II のとおりとする。

[別表 II]

(大学院聴講生)

第 46 条 大学院の授業科目中 1 科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

- 2 大学院聴講生の入学資格は、第 23 条第 1 項又は第 3 項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認めた場合には、入学を許可することができる。

[第 23 条第 1 項] [第 3 項]

- 3 聴講期間は 1 年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第 47 条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

第 11 章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第 48 条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(授業の方法等)

第 49 条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 50 条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(法学既修者)

第 51 条 法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）にあつては、1 年の範囲で法務研究科が認める期間在学し、30 単位の範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすものとする。

- 2 法学既修者の認定については、法務研究科の定めるところによる。

(法務研修生)

第 52 条 法務研究科は、法務研究科を修了した者が、法務研究科の学修支援の下で司法試験受験のための自学自習を行う者（以下「法務研修生」という。）として本学の施設、設備等の利用を希望するときは、これを受け入れることができる。

2 法務研修生について必要な事項は、法務研究科の定めるところによる。

第 12 章 雑則

第 53 条 この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和 39 年 4 月 27 日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 40 年 5 月 18 日)

この規則は、昭和 40 年 5 月 18 日から施行し、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 40 年 7 月 17 日)

この規則は、昭和 40 年 7 月 17 日から施行する。

附 則(昭和 41 年 5 月 13 日)

1 この規則は、昭和 41 年 5 月 13 日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 41 年度に入学する者に係る検定料の額は、改正後の第 25 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 42 年 6 月 30 日)

この規則は、昭和 42 年 6 月 30 日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 43 年 4 月 22 日)

この規則は、昭和 43 年 4 月 22 日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 44 年 4 月 28 日)

この規則は、昭和 44 年 4 月 28 日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 45 年 5 月 1 日)

この規則は、昭和 45 年 5 月 1 日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 46 年 3 月 31 日)

この規則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 4 月 21 日)

1 この規則は、昭和 47 年 4 月 21 日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 46 年度以前の入学者に係る授業料の額、昭和 47 年度の入学者に係る入学料の額及び昭和 47 年度の入学に係る検定料の額は、この規則による改正後の第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和 47 年度の入学者に係る昭和 47 年度の授業料の額は、この規則による改正後の第 25 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の規定にかかわらず年額 27、000 円とし、前期分は 9、000 円、後期分は 18、000 円とする。

4 この規則適用の日以後において転入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和 48 年 4 月 21 日)

この規則は、昭和 48 年 4 月 21 日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 48 年 5 月 17 日)

この規則は、昭和 48 年 5 月 17 日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 4 月 17 日)

この規則は、昭和 49 年 4 月 17 日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 4 月 1 日)

1 この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 50 年度の入学に係る検定料の額は、この規則による改正後の第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 50 年 4 月 16 日)

この規則は、昭和 50 年 4 月 16 日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 6 月 25 日)

この規則は、昭和 50 年 6 月 25 日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 4 月 2 日)

この規則は、昭和 51 年 4 月 2 日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 4 月 21 日)

この規則は、昭和 51 年 4 月 21 日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 6 月 16 日)

1 この規則は、昭和 51 年 6 月 16 日から施行し、昭和 51 年 6 月 1 日から適用する。

2 昭和 51 年度に電子科学研究科に入学した者の修了の要件としての在学期間は、第 9 条第 2 項本文の規定にかかわらず、2 年 10 月とする。

附 則(昭和 52 年 4 月 20 日)

この規則は、昭和 52 年 4 月 20 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 1 月 10 日)

この規則は、昭和 53 年 1 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 19 日)

この規則は、昭和 53 年 4 月 19 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 6 月 14 日)

この規則は、昭和 53 年 6 月 14 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 54 年 4 月 18 日)

この規則は、昭和 54 年 4 月 18 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 55 年 4 月 16 日)

この規則は、昭和 55 年 4 月 16 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 56 年 4 月 15 日)

この規則は、昭和 56 年 4 月 15 日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 4 月 21 日)

この規則は、昭和 57 年 4 月 21 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 58 年 4 月 20 日)

この規則は、昭和 58 年 4 月 20 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 59 年 4 月 18 日)

この規則は、昭和 59 年 4 月 18 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 4 月 17 日)

この規則は、昭和 60 年 4 月 17 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 61 年 4 月 16 日)

- 1 この規則は、昭和 61 年 4 月 16 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 別表 I 学生定員表に定める教育学研究科の総定員は、この規則による改正後の同表の規定にかかわらず、昭和 61 年度は次のとおりとする。

専攻名	総定員	専攻名	総定員
学校教育専攻	20	美術教育専攻	9
国語教育専攻	10	保健体育専攻	9
社会科教育専攻	10	技術教育専攻	9
数学教育専攻	10	家政教育専攻	9
理科教育専攻	10	英語教育専攻	10
音楽教育専攻	4	計	110

附 則(昭和 62 年 2 月 18 日)

この規則は、昭和 62 年 2 月 18 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 23 日)

- 1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科電気工学第二専攻は、この規則による改正後の第 4 条の規定にかかわらず、昭和 63 年 3 月 31 日に当該専攻に在学するものが当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 工学研究科電気工学第二専攻において、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の別表 II の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成元年 1 月 25 日)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 15 日)

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科機械工学第二専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 4 条の規定にかかわらず、平成元年 3 月 31 日に当該専攻に在学するものが当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I に規定する工学研究科エネルギー機械工学専攻の総定員は、同表の規定にかかわらず、平成元年度は次のとおりとする。

専攻名	総定員
エネルギー機械工学専攻	8
機械工学第二専攻	8

- 4 第 2 項の専攻において所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教材は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 II の規定にかかわらず、「高等学校教諭専修免許状 工業」とする。

附 則(平成 2 年 3 月 14 日)

- 1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科工業化学専攻及び合成化学専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 4 条の規定にかかわらず、平成 2 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I に規定する工学研究科応用化学専攻及び材料精密化学専攻の総定員は、同表の規定にかかわらず、平成 2 年度は次のとおりとする。

専攻名	総定員
応用化学専攻	10
工業化学専攻	10
材料精密化学専攻	8
合成化学専攻	8

- 4 平成 2 年 4 月 1 日前に本学大学院修士課程に在学する者が同課程を修了するまでに所要資格を得ることができる高等学校教諭専修免許状の教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 II の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 2 年 4 月 18 日)

この規則は、平成 2 年 4 月 18 日から施行する。

附 則(平成 3 年 2 月 20 日)

- この規則は、平成 3 年 2 月 20 日から施行する。ただし、第 4 条、別表 I 及び別表 II の改正規定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 工学研究科情報工学専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 4 条の規定にかかわらず、平成 3 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I に規定する工学研究科情報知識工学専攻の総定員は、同表の規定にかかわらず、平成 3 年度は次のとおりとする。

専攻名	総定員
情報工学	8
情報知識工学	8

- 4 工学研究科情報工学専攻において、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の別表 II の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 17 日)

この規則は、平成 3 年 4 月 17 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 3 年 7 月 17 日)

この規則は、平成 3 年 7 月 17 日から施行する。

附 則(平成 3 年 7 月 17 日)

この規程は、平成 3 年 7 月 17 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 3 年 11 月 20 日)

この規則は、平成 3 年 11 月 20 日から施行する。

附 則(平成 4 年 1 月 22 日)

この規則は、平成 4 年 1 月 22 日から施行する。

附 則(平成 4 年 2 月 19 日)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 10 日)

- 1 この規則は、平成4年4月10日から施行する。
- 2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰに規定する工学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成4年度は次のとおりとする。

専攻名	収容定員
機械工学専攻	26
エネルギー機械工学専攻	18
精密工学	18
光電機械工学専攻	18
電気工学	24
電子工学	49
情報知識工学	18
応用化学専攻	24
材料精密化学専攻	20
化学工学専攻	18
計	233

附 則(平成5年3月16日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 農学研究科農学専攻、園芸学専攻、林学専攻、林産学専攻及び農芸化学専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第4条の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰ中の農学研究科に係る部分は、同表の規定にかかわらず、平成5年度は次のとおりとする。

農学研究科	生物生産科学専攻	16	16		
	森林資源科学専攻	17	17		
	応用生物化学専攻	17	17		
	農学専攻		12		
	園芸学専攻		8		
	林学専攻		8		
	林産学専攻		10		
	農芸化学専攻		12		
	計	50	100		

- 4 附則第2項の規定により存続する専攻において所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成6年4月20日)

この規則は、平成6年4月20日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成6年6月22日)

この規則は、平成6年6月22日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 14 日)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 2 月 21 日)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 8 年 5 月 11 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
(理学研究科及び工学研究科に関する経過措置)
- 2 理学研究科及び工学研究科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 3 条の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
(収容定員に関する経過措置)
- 3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成 8 年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち理工学研究科、理学研究科及び工学研究科の収容定員及び収容定員の合計並びに平成 8 年度及び平成 9 年度における博士後期課程又は後期 3 年博士課程の収容定員のうち理工学研究科の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 8 年度	平成 8 年度	平成 9 年度
理工学研究科	数学専攻	12		
	物理学専攻	14		
	化学専攻	18		
	生物地球環境科学専攻	26		
	計算機工学専攻	18		
	機械工学専攻	32		
	物質工学専攻	42		
	システム工学専攻	26		
	電気・電子工学専攻	32		
	環境科学専攻		5	10
	設計科学専攻		8	16
	物質科学専攻		8	16
	システム科学専攻		8	16
	計	220	29	58
理学研究科	数学専攻	8		
	物理学専攻	10		
	化学専攻	14		
	生物学専攻	8		
	地球科学専攻	8		
	計	48		
工学研究科	機械工学専攻	14		
	エネルギー機械工学専攻	10		
	精密工学専攻	10		

	光電機械工学専攻	10		
	電気工学専攻	16		
	電子工学専攻	28		
	情報知識工学専攻	10		
	応用化学専攻	14		
	材料精密化学専攻	12		
	化学工学専攻	10		
	計	134		
合計		624	92	121

(教員免許に関する経過措置)

- 4 第2項の規定により存続する研究科において所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 II の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(研究指導に関する経過措置)

- 5 第2項の規定により存続する研究科における研究指導は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則附則第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年2月19日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(法学研究科に関する経過措置)

- 2 法学研究科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第3条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該研究科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(収容定員に関する経過措置)

- 3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成9年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち人文社会科学研究科、法学研究科及び農学研究科の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
人文社会科学研究科	比較地域文化専攻	12
	法律経済専攻	17
	計	29
法学研究科	政策・経営法務専攻	6
	計	6
農学研究科	生物生産科学専攻	40
	森林資源科学専攻	41
	応用生物化学専攻	41
	計	122
合計		707

(研究指導に関する経過措置)

- 4 第2項の規定により存続する研究科における研究指導は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 3 月 18 日)

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成 10 年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち理工学研究科の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
理工学研究科	数学専攻	24
	物理学専攻	28
	化学専攻	36
	生物地球環境科学専攻	52
	計算機工学専攻	51
	機械工学専攻	86
	物質工学専攻	90
	システム工学専攻	62
	電気・電子工学専攻	86
	計	515
合計		827

附 則(平成 11 年 2 月 17 日)

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成 11 年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち人文社会科学研究科及び教育学研究科の収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
人文社会科学研究科	比較地域文化専攻	31
	法律経済専攻	34
	計	65
教育学研究科	学校教育専攻	20
	国語教育専攻	12
	社会科教育専攻	12
	数学教育専攻	10
	理科教育専攻	15
	音楽教育専攻	8
	美術教育専攻	10
	保健体育専攻	8
	技術教育専攻	12
	家政教育専攻	8

	英語教育専攻	12
	計	127
合計		926

附 則(平成 11 年 12 月 22 日)

この規則は、平成 11 年 12 月 22 日から施行し、平成 11 年 12 月 15 日から適用する。

附 則(平成 12 年 2 月 16 日)

- この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(理工学研究科計算機工学専攻に関する経過措置)
- 理工学研究科計算機工学専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 5 条の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
(収容定員に関する経過措置)
- この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成 12 年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち情報学研究科、理工学研究科計算機工学専攻及び農学研究科人間環境科学専攻の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
情報学研究科	情報学専攻	45
	計	45
理工学研究科	計算機工学専攻	33
	計	33
農学研究科	人間環境科学専攻	15
	計	15
合計		977

(教員免許に関する経過措置)

- 第 2 項の規定により存続する理工学研究科計算機工学専攻において、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 II の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 7 月 19 日)

この規則は、平成 12 年 7 月 19 日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 11 日)

この規則は、平成 13 年 4 月 11 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 13 年 6 月 20 日)

この規則は、平成 13 年 6 月 20 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 14 年 5 月 15 日)

- この規則は、平成 14 年 5 月 15 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
- 平成 13 年度以前に学校教育法第 67 条第 2 項により大学院に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規則)

- この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(収容定員に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成15年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち、人文社会科学研究科の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	9
	比較地域文化専攻	31
	法律経済専攻	34
	計	74
合 計		1,006

附 則(平成16年2月10日規則)

この規則は、平成16年2月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年2月18日規則)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の退学及び除籍については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第33条及び第35条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月10日規則)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成16年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち、情報学研究科の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
情報学研究科	情報学専攻	95
合計		1,013

附 則(平成16年6月9日規則)

- 1 この規則は、平成16年6月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年9月15日規則)

この規則は、平成16年9月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年2月16日規則)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月16日規則)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成17年度における修士課程又は博士前期課程の収容定員のうち、人文社会科学研究科の収容定員及び収容定員の合計、平成17年度及び平成18年度における博士後期課程又は後期3年博士課程の収容定員のうち、電子科学研究科の収容定員及び収容定員の合計並びに平成17年度及び平成18年度における専門職学位課程の収容定員のうち、法務研究科の収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年	平成17年	平成18年	平成17年	平成18年
------	-----	-------	-------	-------	-------	-------

		度	度	度	度	度
人文社会科学 研究科	臨床人間科専攻	18				
	比較地域文化専攻	24				
	法律経済専攻	17				
	経済専攻	10				
	計	69				
電子科学研究科	電子材料科学専攻		21	21		
	電子応用工学専攻		36	30		
	ナノビジョン工学 専攻		6	12		
	計		63	63		
法務研究科	法務専攻				30	60
	計				30	60
合計		1011	150	150	30	60

- 3 平成 16 年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 4 月 13 日規則)

- この規則は、平成 17 年 4 月 13 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 平成 16 年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 5 月 18 日規則)

この規則は、平成 17 年 5 月 18 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 10 月 12 日規則)

この規則は、平成 17 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 15 日規則)

- この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 理工学研究科及び電子科学研究科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 3 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成 18 年度における理学研究科及び工学研究科の収容定員の合計は、次のとおりとする。

平成 18 年度

研究科名	専攻名	収容定員
理学研究科	数学専攻	12
	物理学専攻	14
	化学専攻	18
	生物科学専攻	13
	地球科学専攻	13
	計	70

工学研究科	機械工学専攻	70
	電気電子工学専攻	70
	物質工学専攻	65
	システム工学専攻	37
	事業開発マネジメント専攻	20
	計	262

- 4 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成18年度及び平成19年度における自然科学系教育部の収容定員の合計は、次のとおりとする。

平成18年度

研究科名	専攻名	収容定員
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻	13
	光・ナノ物質機能専攻	12
	情報科学専攻	10
	環境・エネルギーシステム専攻	7
	バイオサイエンス専攻	8
	計	50

平成19年度

研究科名	専攻名	収容定員
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻	26
	光・ナノ物質機能専攻	24
	情報科学専攻	20
	環境・エネルギーシステム専攻	14
	バイオサイエンス専攻	16
	計	100

附 則(平成19年3月1日規則)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成18年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「養護学校教諭専修免許状」とあるのは「特別支援学校教諭専修免許状」と読み替えるものとする。

附 則(平成19年3月14日規則)

附 則(平成20年4月1日規則)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月7日規則)

- この規則は、平成20年5月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 農学研究科人間環境科学専攻、生物生産科学専攻及び森林資源科学専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第5条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成20年度における教育学研究科の収容定員の合計は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	30
	国語教育専攻	14
	社会科教育専攻	13
	数学教育専攻	9
	理科教育専攻	16
	音楽教育専攻	8
	美術教育専攻	11
	保健体育専攻	10
	技術教育専攻	13
	家政教育専攻	8
	英語教育専攻	12
	合 計	144

- 4 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成20年度における農学研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
農学研究科	共生バイオサイエンス専攻	34	34
	応用生物化学専攻	35	59
	環境森林科学専攻	18	18
	人間環境科学専攻	—	15
	生物生産科学専攻	—	24
	森林資源科学専攻	—	24
	計	87	174

附 則(平成21年2月18日規則第3号)

- この規則は平成21年4月1日から施行する。
- 大学院教育学研究科学校教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育教育専攻、技術教育専攻、家政教育専攻及び英語教育専攻は、第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成21年度における教育学研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
学校教育研究専攻	52	52
教育実践高度化専攻	20	20
学校教育専攻		20
国語教育専攻	—	7

社会化教育専攻	—	6
数学教育専攻	—	4
理科教育専攻	—	6
音楽教育専攻	—	4
美術教育専攻	—	5
保健体育専攻	—	6
技術教育専攻	—	5
家政教育専攻	—	4
英語教育専攻	—	5
合計	72	144

附 則(平成 21 年 5 月 13 日規則第 1 号)

この規則は、平成 21 年 5 月 13 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 10 月 21 日規則)

この規則は、平成 21 年 10 月 21 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 2 月 17 日規則)

この規則は、平成 22 年 2 月 17 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 2 月 17 日規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成 22 年度における法務研究科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
法務専攻	20	80

- 3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成 23 年度における法務研究科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
法務専攻	20	70

附 則(平成 22 年 4 月 1 日規則)

この規則は、平成 22 年 9 月 15 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 12 月 15 日規則)

この規則は、平成 22 年 12 月 15 日から施行し、平成 22 年 7 月 15 日から適用する。

附 則(平成 23 年 3 月 16 日規則)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 15 日規則第 24 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成 24 年度における人文社会科学研究科、教育学研究科及び情報学研究科並びに平成 25 年度における教育学研究科の入学定員、収容定員及び収容定員の合計は、次のとおりとする。

平成24年度

研究科等名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	11	22				
	比較地域文化専攻	10	20				
	経済専攻	15	25				
	計	36	67				
教育学研究科	学校教育研究専攻	52	104				
	共同教科開発学専攻			4 (8)	4 (8)		
	教育実践高度化専攻					20	40
	計	52	104	4 (8)	4 (8)	20	40
情報学研究科	情報学専攻	60	110				
	計	60	110				
合 計		567	1,119	54 (8)	154 (8)	40	100

備考 教育学研究科共同教科開発学専攻に係る入学定員、収容定員欄の（ ）内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

平成25年度

研究科等名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	学校教育研究専攻	52	104				
	共同教科開発学専攻			4 (8)	8 (16)		
	教育実践高度化専攻					20	40
	計	52	104	4 (8)	8 (16)	20	40
合 計		567	1,134	54 (8)	158 (16)	20	40

備考 教育学研究科共同教科開発学専攻に係る入学定員、収容定員欄の（ ）内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

附 則(平成24年3月14日規則第42号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 平成23年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月20日規則第6号)

この規則は、平成24年6月20日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則(平成25年1月9日規則第43号)

- 1 この規則は平成25年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科物質工学専攻及びシステム工学専攻は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第5条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成25年度における工学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	収容定員
機械工学専攻	148
電気電子工学専攻	119
電子物質科学専攻	52
化学バイオ工学専攻	49
数理システム工学専攻	24
事業開発マネジメント専攻	30
物質工学専攻	65
システム工学専攻	37
計	524

附 則(平成25年1月16日規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月6日規則第66号)

- 1 この規則は平成25年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科物質工学専攻及びシステム工学専攻に在学する者が所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年5月15日規則第18号)

この規則は、平成25年5月15日から施行する。

附 則(平成26年3月19日規則第92号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月21日規則第41号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅰの規定にかかわらず、平成27年度における総合科学技術研究科、情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科の修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
総合科学技術研究科	情報学専攻	60
	理学専攻	70
	工学専攻	262
	農学専攻	87
	計	479
情報学研究科	情報学専攻	60
	計	60
理学研究科	数学専攻	12
	物理学専攻	14
	化学専攻	18
	生物科学専攻	13
	地球科学専攻	13
	計	70
工学研究科	機械工学専攻	78
	電気電子工学専攻	49
	電子物質科学専攻	52
	化学バイオ工学専攻	49
	数理システム工学専攻	24
	事業開発マネジメント専攻	10
	計	262
農学研究科	共生バイオサイエンス専攻	34
	応用生物化学専攻	35
	環境森林科学専攻	18
	計	87

附 則(平成27年2月18日規則第 号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月18日規則第 号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科に在学する者が所要資格を得ることができる教員の免許は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱにかかわらず、なお従前の例による。

別表 I (第 7 条関係)

研 究 科 名	専 攻 名 等	修 士 課 程		博 士 課 程		専 門 職 学 位 課 程	
		入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
人文社会科学研 究科	臨床人間科学専 攻	11	22				
	比較地域文化専 攻	10	20				
	経済専攻	15	30				
	計	36	72				
教育学研究科	学校教育研究専 攻	52	104	4	12		
	共同教科開発学 専攻			(8)	(24)		
	教育実践高度化 専攻	52	104	4	12	20	40
	計			(8)	(24)	20	40
総合科学技術研 究科	情報学専攻	60	120				
	理学専攻	70	140				
	工学専攻	262	524				
	農学専攻	87	174				
	計	479	958				
自然科学系教育 部	ナノビジョン工 学専攻			13	39		
	光・ナノ物質機能 専攻			12	36		
	情報科学専攻			10	30		
	環境・エネルギー システム専攻			7	21		
	バイオサイエン ス専攻			8	24		
	計			50	150		
法務研究科	法務専攻					20	60
	計					20	60
合 計		567	1、134	54 (8)	162 (24)	40	100

備考 教育学研究科共同教科開発学専攻に係る入学定員、収容定員欄の（ ）内の数字は、愛知教育大学大学院教学研究科共同、教科開発学専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

別表Ⅱ(第 18 条関係)

究科名	免状の種類 専攻名	幼稚園教諭専修免状	小学校教諭専修免状	中学校教諭専修免状	高等学校教諭専修免状	特別支援学校教諭専修免状
人文社会科学 研究科	臨床人間科学専攻			社会	公民	
	比較地域文化専攻			国語、社会、英語	国語、地理歴史、英語	
	経済専攻			社会	公民	
教育学研究科	学校教育研究専攻	○	○	国語、社会、数理学、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	国語、書道、地理歴史、公民、数理学、音楽、美術、保健体育、工業、情報、家庭、英語	
	教育実践高度化専攻	○	○	国語、社会、数理学、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	国語、書道、地理歴史、公民、数理学、音楽、美術、保健体育、工業、情報、家庭、英語	○
総合科学技術研究科	情報学専攻				情報	
	理学専攻			数学、理科	数学、理科	
	工学専攻				工業	
	農学専攻				理科、農業	

XII 静岡大学学位規程

最新情報は静岡大学規則集(<https://ketei.adb.shizuoka.ac.jp/>)の例規一覧 第3編第1章 大学院規則・学位規程のなかの静岡大学学位規程を参照のこと。

○静岡大学学位規程

(昭和53年7月19日)

改正昭和56年4月15日	昭和59年4月18日
昭和63年10月26日	平成元年1月25日
平成3年4月1日	平成3年11月20日
平成8年2月21日	平成9年2月19日
平成9年12月10日	平成12年2月16日
平成15年4月1日規程	平成16年2月18日規程
平成16年4月1日規程	平成16年10月13日規程
平成16年11月17日規程	平成17年3月16日規程
平成18年2月15日規程	平成19年3月14日規程
平成20年4月1日規程	平成21年2月18日規程第4号
平成22年12月15日規程	平成24年2月15日規程第26号
平成24年2月1日規程第23号	平成25年7月17日規程第36号
平成27年1月21日規程第42号	

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに国立大学法人静岡大学学則(昭和24年12月21日制定)第39条第2項及び静岡大学大学院規則(昭和39年4月27日制定)第21条第2項の規定に基づき、静岡大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

[国立大学法人静岡大学学則(昭和24年12月21日制定)第39条第2項] [静岡大学大学院規則(昭和39年4月27日制定)第21条第2項]

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士(専門職)、博士及び法務博士(専門職)とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

[別表]

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士(専門職)の学位の授与の要件)

第4条の2 教職修士(専門職)の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

（法務博士（専門職）の学位授与の要件）

第5条の2 法務博士（専門職）の学位の授与は、大学院の法科大学院の課程を修了した者に対し行う。

（学位論文の提出）

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

（課程による者の提出）

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、研究科委員会又は教授会（以下「研究科委員会等」という。）にその審査を付託するものとする。

（課程を経ない者の学位授与の申請）

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、研究科委員会等にその審査を付託するものとする。

（学位論文及び学位論文審査手数料の還付）

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

（審査委員等）

第10条 研究科委員会等は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

3 第1項の審査に当たって、研究科委員会等が必要と認めたときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻（以下「共同教科開発学専攻」という。）にあっては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

5 前項の審査に当たって、研究科委員会等が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第 11 条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1 年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第 12 条 最終試験は、学位論文の審査が終った後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第 13 条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第 14 条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあっては 1 年以内に限り、自然科学系教育部にあっては当該教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することがある。

(審査委員の報告)

第 15 条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の議決)

第 16 条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会等構成員(外国出張中及び休職中の者を除く。)の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第 17 条 学部教授会又は法務研究科委員会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第 18 条 研究科委員会等(法務研究科委員会を除く。)が第 16 条第 1 項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 19 条 学長は、前 2 条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第 19 条の 2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 20 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会等の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要

約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻における論文にあつては、当該共同教科開発学専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があつたときは、学長は、学部教授会又は研究科委員会等の議を経て、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会等が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附 則

1 この規程は、昭和53年7月19日から施行する。

2 静岡大学学位規程(昭和39年4月27日制定)は、廃止する。

3 第8条第1項の規定による学位授与の申請の受理は、第5条第1項の規定により学位を授与した日から行うものとする。

附 則(昭和56年4月15日)

この規程は、昭和56年4月15日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年4月18日)

この規程は、昭和59年4月18日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年10月26日)

この規程は、昭和63年10月26日から施行する。

附 則(平成元年1月25日)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月1日)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年11月20日)

1 この規程は、平成3年11月20日から施行する。

2 この規程による改正後の別記様式の規定にかかわらず、平成4年3月31日までの間、第3条の規定により授与する学位記の様式は、次のとおりとする。

○ 第 号	静 岡 大 学 長 氏	静 岡 大 学 ○ ○ 学 部 長 氏	年 月 日	業 し た の で 学 士 (○ ○) の 学 位 を 授 与 す る	本 学 ○ ○ 学 部 ○ ○ 課 程	学 科 所 定 の 課 程 を 修 め 本 学 を 卒	学 位 記	年 月 日	氏 名
	名 園	名 園							

附 則(平成 8 年 2 月 21 日)

- 1 この規則は、平成 8 年 5 月 11 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に理学研究科及び工学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の際現に理学研究科及び工学研究科に在学する者に関する学位論文の審査及び最終試験の審査委員は、改正後の静岡大学学位規程附則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 2 月 19 日)

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に法学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の際現に法学研究科に在学する者に関する学位論文の審査及び最終試験の審査委員は、改正後の静岡大学学位規程附則第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 12 月 10 日)

この規程は、平成 9 年 12 月 10 日から施行する。

附 則(平成 12 年 2 月 16 日)

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に電子科学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規定によらず、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規程)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 2 月 18 日規程)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規程)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 13 日規程)

この規程は、平成 16 年 10 月 13 日から施行する。

附 則(平成 16 年 11 月 17 日規程)

この規程は、平成 16 年 11 月 17 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 16 日規程)

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に人文社会科学部法律経済専攻に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規定によらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 2 月 15 日規程)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際、現に大学院理工学研究科及び大学院電子科学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日規程)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日規程)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 18 日規程第 4 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 15 日規程)

この規程は、平成 22 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 15 日規程第 26 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 1 日規程第 23 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 17 日規程第 36 号)

1 この規程は、平成 25 年 7 月 17 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規程による改正後の静岡大学学位規程第 19 条の 2 の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 この規程による改正後の静岡大学学位規程第 20 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 1 月 21 日規程第 42 号)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科に在学する者については、改正後の静岡大学学位規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

学位	学部・学科、研究科・専攻 又は教育部		付記する専攻分野の名称
学士	人文社会科学部	社会学科	社会学
		言語文化学科	文学
		法学科	法学
		経済学科	経済学
	教育学部		教育学
	情報学部		情報学
	理学部		理学
	工学部		工学
	農学部		農学
修士	人文社会科学研究科		臨床人間科学、文学又は経済学
	教育学研究科		教育学
	総合科学技術研究科	情報学専攻	情報学
		理学専攻	理学
		工学専攻	工学
		農学専攻	農学
教職修士（専門職）	教育学研究科		
博士	教育学研究科		教育学
	自然科学系教育部		学術、理学、工学、情報学又は農学
法務博士（専門職）	法務研究科		

別記様式

1 学位記

(1) 第3条の規定により授与する学位記の様式

		○第 号	
		学 位 記	
学 章	氏	名	
	年	月	日生
学科			
本学○○学部○○ 所定の課程を修め本学を卒業したの			
課程			
で学士（○○）の学位を授与する			
年 月 日			
静岡大学長 氏		名	印

(2) 第4条の規定により授与する学位記の様式

		○第 号	
		学 位 記	
学 章	氏	名	
	年	月	日生
本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程を修了したので修士（○○）の			
学位を授与する			
年 月 日			
静岡大学長 氏		名	印

(3) 第4条の2の規定により授与する学位記の様式

		教職修専第		号
		学 位 記		
学 章	氏		名	
	年	月	日生	
本学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻の専門職学位課程を修了した たので教職修士（専門職）の学位を授与する				
年 月 日				
静岡大学長		氏	名	印

(4) 第5条第1項の規定により授与する学位記の様式（教育学研究科）

		○博甲第		号
		学 位 記		
学 章	氏		名	
	年	月	日生	
静岡大学大学院及び愛知教育大学大学院の教育学研究科共同教科開発学 専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験 に合格したので博士(教育学)の学位を授与する				
年 月 日				
静岡大学長		氏	名	印
愛知教育大学長		氏	名	印

(5) 第5条第1項の規定により授与する学位記の様式（自然科学系教育部）

		○博甲第		号
		学 位 記		
学 章	氏	名		
	年	月	日生	
本学大学院自然科学系教育部○○専攻の博士課程において所定の単位を 修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授 与する				
年 月 日				
静岡大学長 氏		名	印	

(6) 第5条第2項の規定により授与する学位記の様式（教育学研究科）

		○博乙第		号
		学 位 記		
学 章	氏	名		
	年	月	日生	
静岡大学及び愛知教育大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合 格したので博士(教育学)の学位を授与する				
年 月 日				
静岡大学長 氏		名	印	
愛知教育大学長 氏		名	印	

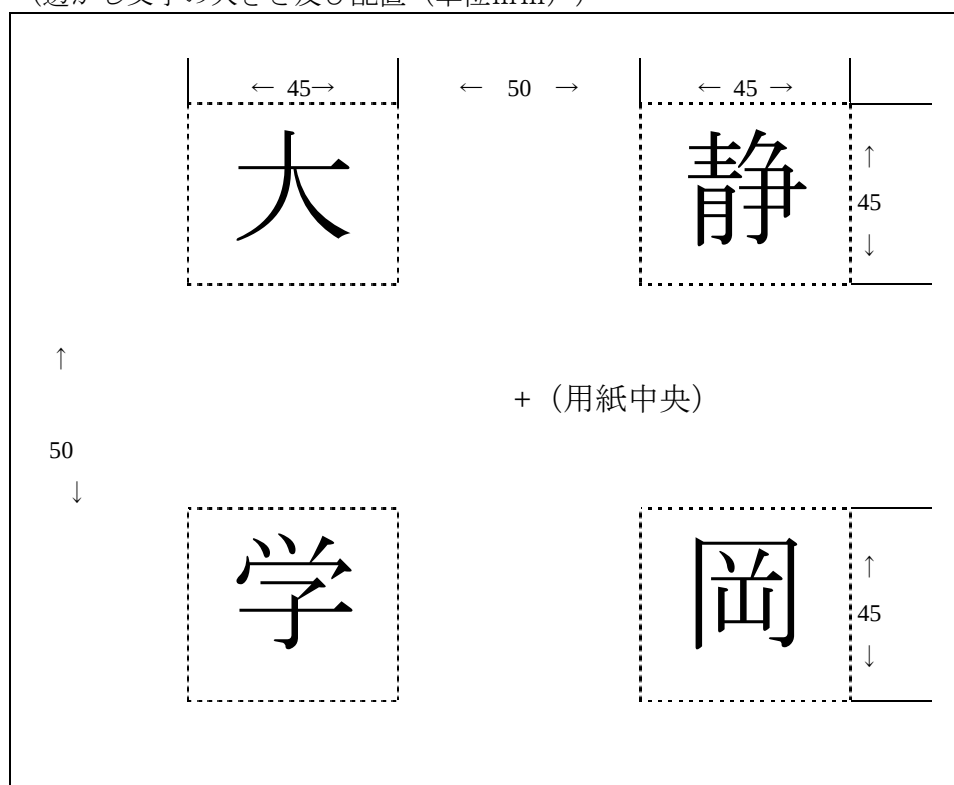
(7) 第5条第2項の規定により授与する学位記の様式（自然科学系教育部）

		○博乙第		号
学 位 記				
学 章	氏	名		
	年	月	日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○) の学位を授与する				
年 月 日				
静岡大学長		氏	名	印

(8) 第5条の2の規定により授与する学位記の様式

		法務博専第		号
学 位 記				
学章	氏	名		
	年	月	日	生
本学大学院法務研究科法務専攻の専門職学位課程を修了したので法務博士（専門職 ） の学位を授与する				
年 月 日				
静 岡 大 学 長		氏	名	印

備考 用紙は、日本工業規格のA 4の縦とし、「静岡大学」の透かし文字を入れたものとする。
(透かし文字の大きさ及び配置(単位mm))



2 学位授与申請関係書類

(1) 第8条第1項の規定による学位申請書の様式

年 月 日

静岡大学長 殿

氏 名 印

学 位 申 請 書

貴学学位規程第8条第1項の規定により博士()の学位を受けたいので、
学位論文に下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 参考論文
- 2 履歴書
- 3 論文目録
- 4 論文要旨

(2) 第8条第1項の規定による履歴書の様式

ふ り が な 氏 名 生 年 月 日		男 女
現 住 所		
学 歴 研究歴 職 歴		

備考 履歴事項は、高等学校卒業以後の履歴について、年次を追って記入すること。

(3) 第8条第1項の規定による論文目録の様式

氏名			
博士論文 題名		公表の方法	公表年月日
参考論文 題名		公表の方法	公表年月日

- 備考 1 論文題名が外国語の場合は、和訳を付すること。
 2 論文が未公表の場合は、原稿枚数、公表予定の方法及び時期を記入すること。

XIII 総合科学技術研究科研究科規則

最新情報は静岡大学規則集(<https://ketei.adb.shizuoka.ac.jp/>)の例規一覧 第3編第4章
総合科学技術研究科の中の総合科学技術研究科規則を参照のこと。

静岡大学大学院総合科学技術研究科規則

(趣旨)

第1条 静岡大学大学院総合科学技術研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、静岡大学大学院規則(以下「大学院規則」という。)又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、イノベーションや社会的技術的課題の解決のために個別的な専門分野を越えて柔軟に対応することができ、ますます進展するグローバル社会化の中で、国際的な場面で活躍できる理工系人材の育成を目的とする。

(専攻)

第3条 研究科は、大学院規則第5条に規定する次の専攻で構成する。

情報学専攻

理学専攻

工学専攻

農学専攻

2 前項に規定する専攻の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 情報学専攻は、情報科学と情報社会学を融合させた情報学についての幅広く豊かな識見と、専攻分野についての高度な専門知識及び研究能力を基盤として、応用・実践に優れた職業適応力とコミュニケーション能力を備え、望ましい高度情報社会の構築に積極的に貢献しうる人材の育成を目的とする。
- (2) 理学専攻は、高度な科学技術社会の中で、基礎科学に基づいた問題解決能力を有する人材の育成を目指し、社会の多様なニーズに応えるための洞察力、適応力、行動力を養う教育研究を行うことを目的とする。
- (3) 工学専攻は、ものづくりを基盤とした体系的な専門教育を通じて人材を育成することを教育の目的とし、地域社会・産業と連携して、工学及び技術の中核とした研究開発を推進することを研究の目的とする。
- (4) 農学専攻は、東海地域の豊かな環境や資源を背景に、環境・バイオサイエンスを基礎として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

(コース)

第4条 前条第1項に規定する専攻に、次のコースを置く。

情報学専攻 情報学コース

理学専攻 数学コース

物理学コース

化学コース

生物科学コース

地球科学コース

工学専攻 機械工学コース

電気電子工学コース

電子物質科学コース

化学バイオ工学コース

数理システム工学コース

事業開発マネジメントコース

農学専攻 共生バイオサイエンスコース

応用生物化学コース

環境森林科学コース

農業ビジネス起業人育成コース

(研究科長及び副研究科長)

第5条 研究科に、研究科長及び副研究科長を置く。

2 研究科長及び副研究科長の選考及び任期については、別に定める。

(専攻長等)

第6条 第3条第1項に規定する専攻に専攻長を、第4条に規定するコースにコース長を置く。

2 専攻長及びコース長に関する事項は、別に定める。

(授業及び研究指導の担当)

第7条 研究科における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 授業は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。

3 研究指導は、研究指導資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

4 研究指導の補助は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

(指導教員)

第8条 研究科における研究指導を行うため、学生ごとに指導教員及び副指導教員を置く。

2 指導教員は、研究指導を担当する教員のうちから、静岡大学大学院総合科学技術研究科教授会(以下「教授会」という。)が定める。

3 副指導教員は、研究指導及び研究指導の補助を担当する教員のうちから、教授会が定める。

(教育方法の特例)

第9条 教授会が特別の必要があると認めるときは、情報学専攻及び工学専攻の学生に対し、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第10条 研究科における授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

(履修方法)

第11条 学生は、別表Ⅱに定めるところにより修了に必要な授業科目 30 単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い登録しなければならない。

(他の専攻における授業科目の履修)

第12条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、所属する専攻以外の専攻の授業科目を履修することができる。

(他の研究科における授業科目の履修)

第13条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、大学院規則の定めるところにより、学生が他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定等)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に、研究科、他の研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科に入学した後の研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、10 単位を超えないものとする。

(他の専攻の授業科目の履修等により修得した単位の修了要件の取扱い)

第16条 第12条及び第13条の規定により修得した単位並びに第14条の規定により研究科における授業科目の履修により修得したとみなす単位の課程修了の要件の取扱いについては、別表Ⅱの定めるところによる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第17条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第18条 研究科における授業科目の単位修得の認定は、成績評価に基づき当該授業科目の担当教員が行う。

2 他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位及び入学前の既修得単位を研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことの認定は、教授会が行う。

(修士論文又は特定の課題についての研究成果の提出)

第19条 研究科において研究指導を受け、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出することができる。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、研究科長に提出するものとする。

3 研究科長は、前項の修士論文又は特定の課題についての研究の成果を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査)

第20条 教授会は、研究科長から修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、講師又は助教のいずれか1人を含めることができる。

3 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。

4 審査委員は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第21条 課程修了の認定は、研究科に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第22条 課程を修了した者に対する修士の学位の授与は、静岡大学学位規程の定めるところによる。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表I(第10条関係)

情報学専攻 情報学コース

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	備 考
必修科目	情報学演習Ⅰ	2	演習	1	
	情報学演習Ⅱ	2	演習	2	
	情報学研究Ⅰ	4	演習	1	
	情報学研究Ⅱ	4	演習	2	

コース選択科目	計算機科学プログラム	ソフトウェア工学	2	講義	1・2	
		ソフトウェア工学応用演習	2	演習	1・2	
		ソフトウェア設計技術	2	講義	1・2	
		アーキテクチャ設計論	2	講義	1・2	
		データ工学	2	講義	1・2	
		ネットワークシステム論	2	講義	1・2	
		情報セキュリティ論	2	講義	1・2	
		知的インターフェース論	2	講義	1・2	
		離散情報処理論	2	講義	1・2	
		計算過程論	2	講義	1・2	
		音声情報処理論	2	講義	1・2	
		画像情報処理論	2	講義	1・2	
		プログラミング言語論	2	講義	1・2	
		計算言語学	2	講義	1・2	
		認知科学論	2	講義	1・2	
	情報システムプログラム	ソフトウェア工学	2	講義	1・2	
		ネットワークシステム論	2	講義	1・2	
		情報セキュリティ論	2	講義	1・2	
		知的インターフェース論	2	講義	1・2	
		認知科学論	2	講義	1・2	
		企業情報システム論	2	講義	1・2	
		情報組織化論	2	講義	1・2	
		デジタルコンテンツ特論	2	講義	1・2	
		エージェント・シミュレーション論	2	講義	1・2	
		教育情報システム論	2	講義	1・2	
		情報システム評価論	2	講義	1・2	
		情報システム設計論	2	講義	1・2	
		地理情報科学特論	2	講義	1・2	
		実践マネジメント特論	2	講義	1・2	
		ジョブシミュレーション	2	講義	1・2	
	情報社会デザインプログラム	認知科学論	2	講義	1・2	
		企業情報システム論	2	講義	1・2	
		情報組織化論	2	講義	1・2	
		地理情報科学特論	2	講義	1・2	
		実践マネジメント特論	2	講義	1・2	
		I T技術倫理と社会	2	講義	1・2	
		情報政策特論	2	講義	1・2	
		コミュニティデザイン特論	2	講義	1・2	
		電子メディア特論	2	講義	1・2	

	社会人再教育のための特別プログラム	メディアスタディーズ特論	2	講義	1・2	社会人再教育のための特別プログラムの学生は、この10科目のうちから、6単位以上を選択必修
		e コマース特論	2	講義	1・2	
		グローバルコミュニケーション特論	2	講義	1・2	
		情報組織化論	2	講義	1・2	
		情報システム設計論	2	講義	1・2	
		実践マネジメント特論	2	講義	1・2	
		e コマース特論	2	講義	1・2	
		グローバルコミュニケーション特論	2	講義	1・2	
		社会人再教育のための情報学特別講義Ⅰ	2	講義	1	
		社会人再教育のための情報学特別講義Ⅱ	2	講義	1	
		社会人再教育のための情報学特別講義Ⅲ	2	講義	2	
		情報教育カリキュラム設計論	2	講義	1・2	
		情報科教育法特論	2	講義	1・2	
		情報数学特論	2	講義	1・2	
		プログラミング特論	2	講義	1・2	
		ネットワーク特論	2	講義	1・2	
	プログラム外科目群	言語理論特論	2	講義	1・2	
		ミュージアムコンテンツ論	2	講義	1・2	
		情報拡散過程論	2	講義	1・2	
		情報教育カリキュラム設計論	2	講義	1・2	
		情報科教育法特論	2	講義	1・2	
		Discussion and Report in English on General Systems Theory	2	演習	1・2	
		実用英語特論	2	講義	1・2	

別表Ⅱ 修了に必要な単位数（第11条、第16条関係）

情報学専攻情報学コース

科目区分 プログラム名	研究科 共通科目	コース 必修科目	コース 選択科目	合計
計算機科学プログラム	4 単位以上	1 2 単位	1 4 単位以上	3 0 単位以上
情報システムプログラム	4 単位以上	1 2 単位	1 4 単位以上	3 0 単位以上
情報社会デザインプログラム	4 単位以上	1 2 単位	1 4 単位以上	3 0 単位以上

社会人再教育のための特別プログラム	—	12単位	18単位以上	30単位以上
-------------------	---	------	--------	--------

プログラムごとの所定の単位の内訳は以下のとおりである。

【計算機科学プログラム】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③ 計算機科学プログラムの選択科目から 14 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで計算機科学プログラムの選択科目の単位に算入できる。また指導教員の許可を得て、他大学院、他研究科、他専攻、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）、プログラム外科目群から 10 単位まで計算機科学プログラムの選択科目の単位に算入できる。

【情報システムプログラム】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③ 情報システムプログラムの選択科目から 14 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで情報システムプログラムの選択科目の単位に算入できる。また指導教員の許可を得て、他大学院、他研究科、他専攻、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）、プログラム外科目群から 10 単位まで情報システムプログラムの選択科目の単位に算入できる。

【情報社会デザインプログラム】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」のうち 2 科目を含む 4 単位以上を修得していること。
- ③ 情報社会デザインプログラムの選択科目から 14 単位以上を修得していること。ただし研究科共通科目の単位を 4 単位を超えて修得した場合、超過単位は 4 単位まで情報社会デザインプログラムの選択科目の単位に算入できる。また指導教員の許可を得て、他大学院、他研究科、他専攻、他プログラム（「社会人再教育のための特別プログラム」を除く）、プログラム外科目群から 10 単位まで情報社会デザインプログラムの選択科目の単位に算入できる。

【社会人再教育のための特別プログラム】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② コース選択科目から 18 単位以上を修得していること。この場合において、当該 18 単位には、「情報組織化論」、「情報システム設計論」、「実践マネジメント特論」、「e コマース特論」、「グローバルコミュニケーション特論」、「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅰ」、「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅱ」、「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅲ」、「情報教育カリキュラム設計論」及び「情報科教育法特論」のうちから修得した 6 単位を含んでいなければならない。また、研究科共通科目の「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」及び「情報社会セキュリティ論」の単位を修得した場合、コース選択科目の単位に算入できる。さらに上記 4 科目以外の研究科共通科目の単位を修得した場合、4 単位までコース選択科目の単位に算入できる。また指導教員の許可を得て、他大学院、他研究科、他専攻から 10 単位までコース選択科目の単位に算入できる。

XIV 静岡大学大学院学生の学部授業受講に関する申合せ

平成 19 年 1 月 17 日教育研究評議会承認

平成 24 年 3 月 14 日一部改正

平成 25 年 3 月 19 日一部改正

平成 26 年 2 月 19 日一部改正

平成 27 年 3 月 18 日一部改正

(趣旨)

- 1 この申合せは、本学大学院学生の学部又は大学教育センターが開講する教職等の資格取得及び静岡大学防災マイスターの称号を受けるため（以下「資格取得等」という。）に必須の授業科目の受講に関し、必要な事項を申し合わせる。

(受講資格)

- 2 本学大学院修士課程に在学する学生は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、受講を願い出ることができる。

- (1) 受講する授業科目は、当該学生が所属する研究科（総合科学技術研究科においては専攻）の基礎となる学部又は大学教育センターが開講し、当該学生が別表で定める期日までに取得しなかった不足単位を補うものであること。ただし、静岡大学防災マイスターの称号を受けるために受講する授業科目は、この限りではない。
- (2) 受講する授業科目の総単位数は、16 単位を超えない範囲とし、当該学生が、その範囲内において資格取得等が可能であること。ただし、教育学研究科の小学校免許取得プログラムに関しては、別に定める。
- (3) 受講する授業科目は、当該学生の指導教員及び所属研究科の長が、当該学生の資格取得等のために必要であると認め、当該授業科目の授業担当教員が受講を認めたものであること。

(実習科目の受講)

- 3 資格取得等に係る教育実習、博物館実習等の実習科目については、当該学生が所属する研究科の長の申し出により、当該実習科目の授業担当教員（教育実習の場合は受入れ学校長）が特別に認めた場合に限り、当該実習科目を開講する部局の長は、受講を許可することができる。

(成績)

- 4 受講した科目の成績は、大学院の成績簿に記載する。

(修得単位の取扱い)

- 5 本申合せにより修得した単位は、大学院の課程を修了するための単位に算入しない。

(証明書の発行)

- 6 資格取得等の申請に必要な単位取得証明書は、大学院の成績簿に基づき学長が発行する。

(実施日)

- 7 この申合せの実施日は、平成 27 年 4 月 1 日とする。

別表

研究科名	研究科で定める期日
人文社会科学研究科	大学院入学日
教育学研究科	大学院 1 年次後学期開始日
総合科学技術研究科	大学院入学日